

官報

号外 平成二十年四月十日

○第百六十九回国会衆議院会議録 第二十号

平成二十年四月十日(木曜日)

議事日程 第十号

平成二十年四月十日

午後一時開議

- 第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(内閣提出)
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長平沢勝栄君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(平沢勝栄君登壇)

○平沢勝栄君 たいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過

及び結果を御報告申し上げます。

本案は、外務省における組織の合理化及び海外における物価、為替の変動等の諸事情を踏まえ、総領事館の新設や在外基本手当の基準額の改定等、所要の改正を行うものであります。

その主な内容は、

- 第一に、在青島及び在ナツシュビルの各日本国総領事館を新設するとともに、これらの総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、
- 第二に、在マカッサル日本国総領事館を廃止すること、
- 第三に、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の支給額を改定すること、
- 第四に、外務公務員の子教育手当及び住居手当の支給要件を改定すること

本日は、四月三日外務委員会に付託され、翌四日高村外務大臣から提案理由の説明を聴取し、九日質疑を終了いたしました。質疑終了後、自由民主党及び公明党から施行期日に関する修正案が提出され、提出者から趣旨説明を聴取いたしました。次いで、採決を行いましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(東順治君登壇)

○東順治君 たいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業において、代表者の死亡等起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、中小企業における経営の承継の円滑化を図るため、遺留分に関し民法の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする

資金の供給の円滑化等の支援措置を講じ、あわせて、平成二十年度中に相続税の課税について政府が必要な措置を講ずること等を定めるものであります。

本案は、去る三月三十一日本委員会に付託されました。

本委員会においては、四月二日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月四日質疑に入り、昨日質疑を終了したものであります。質疑終了後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に對し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。環境大臣 鴨下一郎君。

(國務大臣鴨下一郎君登壇)

○國務大臣(鴨下一郎君) たいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その対策は人類共通の課題であります。IPCC、気候変動に関する政府間パネルの報告書によれば、地球温暖化の進行は疑いようがなく、ここ数十年間に、温室効果ガスの排出量を大幅に削減する必要があります。気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき採択された京都議定書が平成十七年二月十六日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一歩を踏み出しました。そして、本年から、その京都議定書の第一約束期間が開始されています。

また、我が国は、クールアース推進構想に基づき、地球全体の温室効果ガス排出量の早期のピークアウトと二〇五〇年までの半減を目指し、北海道洞爺湖サミットの議長国として世界の議論をリードしていく必要があります。

しかしながら、我が国の温室効果ガスの排出量は、平成十七年度には基準年度に比べ七・七％の増加となっております。国際約束の達成はもとより、世界の議論をリードするためには、国内における排出削減に加えて、京都メカニズムの活用、森林の整備等により、京都議定書の目標との差となる一三・七％を埋めることが喫緊の課題です。この中でも、特に国内の排出削減のための対策努力が必要であり、特に温室効果ガスの排出量が伸び続けている業務部門や家庭部門における対策を

抜本的に強化することが必要です。

このような状況を踏まえ、京都議定書の六％削減約束の確実な達成を担保するために必要な、国内における排出削減対策の追加的措置を講ずるため、また、京都議定書の第一約束期間以降を見据え、さらなる長期的かつ継続的な排出削減のための基盤を整備するため、本法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画の中で、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策についても定めることといたします。また、都市計画などの策定及び実施に当たっては、地方公共団体実行計画との連携を図りつつ温室効果ガスの排出抑制に配慮することといたします。これにより、今後、地球温暖化対策を念頭に置いた地域づくりが各地で進められることが期待されます。

第二に、事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の選択など、必要な措置を講ずるとともに、国民の日常生活における排出抑制の取り組みに寄与する措置を講ずるよう努めなければならないことといたします。国は、こうした措置の適切かつ有効な実施を図るために、排出原単位の望ましい水準などを示した指針を策定、公表し、必要に応じて助言などを行ってまいります。

第三に、温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度について、事業者単位、フランチャイズ

チェーン単位の算定、報告の仕組みへと変更いたします。これにより、業務部門を中心に、温室効果ガス排出量のカバレッジが大幅に拡大することになります。

第四に、現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特例市においても、地球温暖化防止活動推進センターの指定や、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を可能といたします。また、地球温暖化防止活動推進センターの業務内容も見直し、地方公共団体実行計画の達成のために行う施策に必要な協力をすることも業務内容に加え、国民に一層身近な形で対策の推進を図ります。

第五に、CDM事業のうち、途上国における植林により吸収源を強化する活動から発行されるクレジットについては、その森林が滅失した場合などに求められる国際合意に基づく補てん義務を履行するため、その主体、当該義務の履行方法などを定めることといたします。また、国は、クレジットの事業者による自主的な取得及びその国への移転などが円滑に進められるよう配慮することといたします。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(河野洋平君) たいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。北川知克君。

〔北川知克君登壇〕

○北川知克君 自由民主党の北川知克でございます。ただいま議題となりました、いわゆる温暖化対策推進法に対し、自由民主党を代表して質問いたします。(拍手)

全国各地から桜の便りを聞き、改めて日本の四季の移ろいを感じ、我々が非常に恵まれた環境の中で暮らしていることを実感しつつ、近年の気候の変化に危惧を抱くものであります。

北海道洞爺湖サミットを七月に控え、また、この四月から京都議定書の第一約束期間が始まる中、京都議定書で定められた六%削減が非常に厳しいと言われております。本法案は、今世紀の人類の大きな課題である地球温暖化防止を図り、国際社会で我が国が役割を果たす上においても重要なことと認識をいたしております。

また、世界の国々から信頼を得るためにも、温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画が確実に実行され、温室効果ガス排出の六%削減が図られることが必要であります。

そこで、今回の法改正と三月に改定された京都議定書目標達成計画によって六%削減が達成可能となるかどうか、環境大臣にお伺いいたします。

次に、地球温暖化問題は、IPCCの第四次報告書にもあるとおり、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高いと指摘されております。人為起源、すなわち私たちの生活や事業活動を含む社会活動全体と密接不可分であると言えます。つまり、地球温暖化防止は、私たち一人一人が日々の活動の中で考えなければならぬ課題であります。

今回の法改正においても事業者の排出抑制や国民生活における排出削減の取り組み促進などを掲げておられますが、具体的にどのような取り組みを推進されていくのか、環境大臣にお伺いをいたします。

次に、政府や地方公共団体は、社会活動全体が温暖化を防止する方向へ変わり得るような対策を幅広く総合的に整備する必要があります。法律、政省令、条例の制定や法律に基づく税の徴収と配分によつて、社会全体の意識や行動をよりよい方向に導いていくことが重要であります。法律と税制が車の両輪のごとく相まって機能してこそ、活力ある調和のとれた社会が構築されると考えます。

昨年政府が策定した環境立国戦略の中で示した低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現による持続可能な社会とは、真に長期的な視点に立ち、活力ある調和のとれた社会を目指すものであります。今回の法改正においては今後の目指すべき社会の方向性と地方公共団体の役割について、環境大臣の御所見をお伺いいたします。

さて、最近の原油高、食料品の高騰や安全性の問題に接するとき、我が国が直面するエネルギーや資源事情全体にもかわる問題でもあり、早急にこのような原油高等の影響を受けにくい社会構造に移行していくべきであると考えます。

また、二十一世紀は、地球環境を守りながら、エネルギー、食料、水を世界の国々がどのように確保し、分かち合っていくかが一つの課題であります。その中で我が国が果たすべき役割は、国内の温

室効果ガス排出削減はもちろんのこと、省エネ技術などのすぐれた環境力による世界への貢献であると考えますが、環境大臣の御所見をお伺いいたします。

地球温暖化防止が世界の共通課題の今、我が国の政治の責任は重大であります。国会で議論されてきた道路特定財源暫定税率については、国や地方の財政全体に与える影響やCO₂排出の助長を考へるならば、国民が喜ぶからといって暫定税率を撤廃するだけでよいのかどうかを真剣に考える必要があります。将来にツケを回すべきではないと考えます。

また、地球環境が主要な課題となるサミットの議長国として、国の内外に誤ったメッセージを発信すべきではありません。一刻も早く暫定税率をもとに戻し、議長国としての良識を世界に示すことが必要であると考えますが、鴨下環境大臣、いかがでございますか。

最後に、地球温暖化問題は、いわば慢性的でかつ地球全体の健康をむしばむ病のようなものであります。今生きている我々の使命は、地球の健康を守り、次の世代へよりよき環境を引き継いでいくことであると考えます。そのためには、政府の一貫した施策と断固たる決意のもと、継続的な取り組みと国民各界各層の理解と協力が不可欠であります。

昨今の風潮として他に求め過ぎることが多い中、福田内閣が基本理念として掲げられた自立と共生こそ、これからの国づくり、また地球温暖化防止にも必要であるということをお述べ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣鴨下一郎君登壇〕

○国務大臣(鴨下一郎君) 北川議員にお答えを申し上げます。

京都議定書の六%削減目標の達成の見込みについてのお尋ねがございました。

ことし開催される北海道洞爺湖サミットなどの場を通じ、我が国が国際的にリーダーシップを発揮するためにも、京都議定書の六%削減目標を必ず達成することが必要であります。

このため、あらゆる分野において対策を強化すべく、三月に京都議定書目標達成計画を改定し、さまざまな追加対策を盛り込んでいます。

具体的には、自主行動計画の強化、業務用エアコン、電球型蛍光灯等のトップランナー基準の強化、自動車の燃費のさらなる改善などの対策を盛り込んでいます。また、一人一日一キログラムCO₂削減チャレンジ宣言や排出量の見える化を通じた国民運動の強化も盛り込んでいます。

加えて、今般提出した地球温暖化対策推進法改正案においては、事業者に対する排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充などの措置を盛り込んでいます。

今後、経済活動の活性化などにより目標達成が困難となることも考えられるため、適宜適切に計画の進捗状況の厳格な点検と機動的な見直しを実施して、必要な対策の追加、強化を行います。

また、事業者や国民生活における排出削減の促進については、まず、みずからの事業活動

官 報 (号 外)

に伴う温室効果ガスの排出抑制のため、できるだけ排出量の少ない設備を導入したり、適切な方法で設備を使用したりする取り組みが求められています。また、事業者は、国民生活における排出抑制に寄与するため、CO₂の排出の少ない製品を製造したり、使用に伴う排出量などに関する正確でわかりやすい情報を提供したりする取り組みが求められます。

一方で、国民には、事業者が提供する情報を活用しつつ、エネルギー効率のよい製品を使用することや、日々の節電等により、CO₂排出量の削減等の取り組みが求められます。

今回の法改正に当たりましては、このような取り組みに関し、導入すべき設備や国民に対する情報提供の方法などに係る具体的な指針を策定することとしています。あわせて、事業者の行う情報提供の技術的手法に関するガイドラインの提供等の支援を行うことにより、事業者及び国民の排出削減の取り組みを促進してまいりたいと思っております。

今後の目指すべき社会の方向性と地方公共団体の役割についてお尋ねがありました。

今回の法改正においては、CO₂排出を減らす技術や製品が経済活動や国民生活において十分に活用されるよう、排出抑制に関する事業者の責務を定め、具体的な指針を策定することとしています。これによって、CO₂排出を減らす技術や製品が市場において評価を受け、環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会づくりに結びつくことが期待されます。

また、地域の特性に応じた取り組みを進めるこ

とが重要であり、地方公共団体にはその中心的役割を果たしていただく必要があると考えています。このため、改正法においては、特例市以上の地方公共団体に対して、循環型社会の形成や緑地の保全等についての施策を含めた、地域の総合的な計画の策定を求めています。

このような施策を通じて、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現による持続可能な社会を目指してまいります。

省エネ技術等の環境力を活用して世界へ貢献すべきとの御指摘がございました。

御指摘のとおり、我が国には、国内の温室効果ガスの排出削減を行うのみならず、得意分野である省エネ技術等の環境力を活用して、アジアまた世界への貢献が求められていると認識をしております。

そのため、昨年閣議決定されました二十一世紀環境立国戦略では、我が国の公害克服の経験と知恵を生かしてアジアや世界への環境技術の展開を図るため、クリーンアジア・イニシアチブを提唱しているところでございます。

具体的には、公害対策等と温暖化対策との相乗的、一体的な対策であるコペネフィット対策などの環境国際協力をアジアの国々と進めているところであります。

今後は、五月に神戸で開催されるG8環境大臣会合、十月ごろにベトナムで開催される東アジア環境大臣会合の場などで国際機関などと協働し、環境力による世界への貢献を進めていく所存でございます。

ガソリン税の暫定税率についてお尋ねがありま

した。

世界では、地球温暖化問題への対応として、ガソリン消費の抑制効果を勘案してガソリン税を引き上げる傾向にあります。また、我が国は、環境・気候変動が主なテーマの一つである本年七月の北海道洞爺湖サミットを目前に控え、議長国として世界をリードする役割を果たさなければなりません。

そのような状況で我が国がガソリン税を引き下げることが、世界に誤ったメッセージを与えることになりかねません。ガソリンなどへの燃料課税は、地球温暖化対策上一定の役割を担っていると考えられ、暫定税率の税率水準の維持が必要と考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 末松義規君。

(末松義規君登壇)

○末松義規君 民主党の末松義規です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対して、関係大臣に質問します。(拍手)

今、地球温暖化問題は重要な節目を迎えています。まず、日本にとり、今月、この四月が京都議定書第一約束期間の最初の月であることを重く受けとめ、日本が国内外に約束した六%削減目標を確実に達成するために全力を尽くしていく必要があります。

一九九七年の京都会議で日本は議長国を務め、大きな役割を果たしました。昨年末、主要排出国

が参加して二〇一三年以降の枠組みについて交渉する道筋を定めたバリ・アクションプランが合意されていますが、本年七月の洞爺湖サミットにおいては、まさにこの地球温暖化問題が最重要課題となることは明らかであり、議長国としての日本の力量が世界的に注目されています。

しかし、最近の日本政府や与党の取り組みを見ていますと、国際的リーダーシップを発揮しようとするどころか、消極的で、後ろ向きな姿勢が目立ちます。

まず、バリ会議において、日本政府は、京都議定書において先進国が個別に温室効果ガスの削減目標を持つていないことには言及せず、セクター別のアプローチや官と民の協力ばかりを強調して、京都議定書を発展させるどころか、これをないがしろにしようとしているとの疑念を国際的に惹き寄せました。

さらに、日本政府の発言に対する強い反発はその後もやみませんでした。例えば、国際NGOが会議で最も足を引っ張った国を不名誉な化石賞として表彰する制度がありますが、日本はその化石賞の第一位、第二位、第三位を独占してしまつたのです。

また、ことし一月に開催されたダボス会議では、地球温暖化問題について、福田総理の講演後の質疑で、ブレア前英首相から洞爺湖サミットではどのような合意が得られそうかと問われるのが役割だとだけ応じ、会議場内を白けさせたと言われております。

今のままでは、洞爺湖サミットで議長を務める

日本の総理は、地球環境問題で見識あるリーダーシップを発揮して各国を束ねていくことが本当にできるのでしょうか。一縷の望みと大きな懸念を持ちながら、質問させていただきます。

まず、京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの排出削減に対する我が国の取り組みについてお尋ねします。

京都議定書は、二〇〇八年から一二年までの五年間の平均で温室効果ガスの総排出量を、基準年の一九九〇年に比べて六％の削減を日本に課しています。しかし、基準年に比べて、二〇〇六年は六・四％も温室効果ガス排出量が増加しており、約束の六％削減を果たすには、この六・四％の増加分を合わせて、一・二・四％削減を達成する必要があります。京都議定書目標達成計画を三年前から実施しながら、基準年の水準にも達していない現状の責任をどう政府は考えているのか。まず、この点からお伺いしていきたいと思えます。

次に、今回の政府提出法案は、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し、排出抑制指針の策定、国民生活における温室効果ガス排出抑制のための取り組み促進、地方公共団体実行計画の充実などが柱となっていますが、要は、小粒なメニューの寄せ集めに終始しているというのが率直な印象です。

全く財政措置もなければ、京都議定書CO₂削減量との関係も皆目わかりません。削減量達成の道筋が全く見えてこないのです。空疎というイメージそのものです。具体的に、同法実施行によってCO₂削減のやり方がどのように変わり、どの程度の削減効果が見込まれることになるのか、環境大臣、お答えいただきたいと思えます。

ここで特に重要なことは、CO₂削減のプロセスを国民の皆様実感してもらうことです。電気、ガスなどの伝票、企業の有価証券報告書などにおいて二酸化炭素の排出量を一つ一つ表示して見える化し、ふだんから国民の皆様が自分が見える何キログラムのCO₂を排出しているのか自覚してもらいたいことが必要です。そのような自覚を持ってもらえる議員がこの議場に一人でもおられるのでしょうか。恐らく、手を挙げられる方はおられないでしょう。民主党は、修正案として、このような実効的な考え方を含めた案を準備中です。こうした提言にどう対応されるのか、環境大臣、経済産業大臣、金融担当大臣の御所見を求めます。

次に、ポスト京都議定書に向けた新たな国際的枠組みの構築と日本の責務についてお尋ねいたします。

米国については、共和党のマケイン、民主党のクリントン、オバマのどの大統領候補も、地球環境問題に積極的に取り組むことを公約しています。昨年末、オーストラリアでは、地球環境問題での保守党政権の無策ぶりを批判し、京都議定書の批准を公約に掲げた労働党が勝利し、当時の首相も落選するという劇的な政権交代が起こりました。時代は着実に前進しています。

一方、途上国は京都議定書での排出削減の義務を負っていませんが、議定書に規定がない二〇一三年以降の枠組みを決めるポスト京都交渉では、排出抑制を求めるのは当然と考えます。中国、インドなど目覚ましい経済発展を遂げる新興国は、生活水準の向上と環境対策を両立させていく責務があります。

ここで重要なことは、日本がみずからの目標を示さず、手本を示すことなくして、温暖化問題を語る資格はないということです。

第一に、中長期的削減目標という観点から、日本政府は二〇五〇年までに世界でCO₂を半減するということを提唱しましたが、日本国内の総量目標はいまだ設定しておりません。民主党は既に、日本国内においては一九九〇年比で二〇五〇年よりも早い時期にCO₂五〇％削減、二〇二〇年に二〇％削減を表明しています。

お聞きしますが、サミット直前である今、我が国の二〇五〇年における長期的な総量目標の設定値を今こそ表明すべきではないでしょうか。

さらに、政府としては二〇二〇年の中期目標も明示すべきです。

また、日本政府は最近になって、一九九〇年基準年の変更を打ち出しました。これは突然のルール変更だと批判が出ています。いずれにせよ、この基準年をいつにするのか、はっきりとお答えください。

これらの対応を踏まえ、洞爺湖サミットで総理が国際的にどういうリーダーシップを発揮しているのかについてもお答えいただきたいと思えます。

第二に、各国の国別目標設定という観点から、最近の国際会議において日本政府は、セクター別に削減可能量を積み上げて各国別目標を公平な形でつくと主張していますが、そのような各国別目標によって、二〇五〇年世界排出量半減のため

に必要十分な削減量が本当に確保できるのでしょうか。また、確保できない場合はどうするのでしょうか。

さらに、国際的に、このセクター別アプローチで本当に各国がまとまると考えているのでしょうか。特に、途上国は反発を強めているように見通しについて、環境大臣、お答えください。

民主党として、日本が京都議定書における第一約束期間における温室効果ガスを着実に削減し、ポスト京都も見据えた地球温暖化対策において世界をリードしていくためには、日常生活における国民各層の努力はもちろんのこと、主要な二つの基本施策に取り組む必要があると考えます。

第一は、CO₂国内排出権取引市場の創設です。CO₂削減努力が報われるようなインセンティブがある効果的なやり方であり、大規模排出源をカバーできる制度です。

民主党は、総合的な効果があがるような制度設計を行い、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出権取引市場の創設を早くから提言しています。欧州などで先行し、米国やオーストラリアなどが予定しているCO₂排出量取引制度も、日本では、一部産業界などの強い抵抗から、導入の検討が全く進んでいません。

私は個人的に、この排出権取引市場が国際的な広がりを持つと、取引そのものに若干の手数料を付加して、その資金を先進国から途上国への環境技術移転の支援原資にもできるのではないかと考えています。

第二は、地球温暖化対策税の創設です。具体的

には、国内排出権取引制度とのポリシーミックスの中でCO₂排出量に着目し、課税する仕組みを早急につくるべきです。

英国においては、産業界の大きな抵抗があったものの、揺るぎない英国政府のリーダーシップのもと、粘り強い対話と説得を続け、排出権取引制度や環境税を早期に導入することができました。この英国の事例は大いに参考になりました。これとは対照的に、政府が改定した京都議定書目標達成計画においては、国内排出量取引や環境税については、いつものことながら旧態依然として、単に速やかに検討すべき課題と位置づけられているにすぎません。これは先送りとしか考えられませんが、今こそ政治がリーダーシップを持って、産業界ともじっくり話し合い、これらの制度の導入に向けた道を確立すべきときです。環境大臣、経済産業大臣の答弁を求めます。

特に経済産業省は、この国内排出権取引制度については、一部産業界の意向を受け、同制度の研究そのものにも門前払いをしてきたと聞いています。これでは産業界の言いなりと言われても仕方なく、リーダーシップの欠如だとの評価がなされていますが、経済産業大臣の答弁を求めます。さらに、これら二つの重要課題では、環境、経済産業両省の対立を解決すべく、総理や官房長官が早くから将来を見据えたリーダーシップを持つて調整に入るべきであったと考えますが、官房長官の答弁を求めます。

次に、地球温暖化対策とも密接に関係するエネルギー政策について質問します。民主党は、環境対策技術開発の推進と、省エネ技術をさらに発展させるとともに、天然ガス、石

油、石炭、原子力に加え、再生可能エネルギーや燃料電池など未来型エネルギーの普及開発と、エネルギー供給源の多様化を促進することで、総合的なエネルギーのベストミックス戦略を確立することを提唱しています。

特に、風力、太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーの一次エネルギー総供給に占める割合を重点的に高めるべきです。中でも、太陽光の発電量においては世界の先頭を走ってきた日本は、ついにドイツに首位を奪われるなど後退も目立ちます。固定価格買い取り制度なども視野に入れて、再生可能エネルギーを積極的に支援すべきだと考えますが、経済産業大臣、環境大臣の答弁を求めます。

また、経済産業省が最近示した長期エネルギー需給見通しは、二酸化炭素など温暖化ガスの排出予測とその削減費用を試算しています。日本は、今後五十二兆円もの巨額を投じて省エネなどに努めても、二〇二〇年の段階で一九九〇年比三〇％か温暖化ガスの排出を削減できないというのがその内容です。

投資によって生じる利益については触れておらず、経済産業省による五十二兆円負担論は、国民へのおどしとも受け取られ、京都議定書の否定とも受け取られかねないものですが、その意図するものは一体何なのか、経済産業大臣より詳細かつ丁寧な国民に対する説明を求めます。

最後に、日本政府や与党の温暖化防止対策を通じて強く感じてきたことは、温暖化を絶対に食いとめるぞという政治の確たる決意が感じられないこと、国民や経済界を引っ張っていく気迫や気概がないことです。このため、我が国の方針がいつ

までも決まらず、諸外国のイニシアチブに流されていく、いつもの情けない姿が浮き彫りになっています。

聞くところによると、自民党は、何と二日前に温暖化対策推進本部ができ、昨日初会合が開かれたばかりということですが、サミット直前のこのような時間感覚では、とても世界を相手にする環境戦略やリーダーシップがあるとは思えません。そのような政党とは一線を画し、我々民主党政権を誕生させ、世界に対し日本の強力な環境リーダーシップを実現させていくことを心からお約束申し上げ、私の質問を終わります。

(拍手)

ありがとうございました。(拍手)
〔国務大臣町村信孝君登壇〕
○国務大臣(町村信孝君) 末松議員にお答えいたします。

まず、これまでの温室効果ガス排出量の増加の責任についてのお尋ねがございました。二〇〇六年度速報値では、温室効果ガス排出量が、基準年である一九九〇年度に比べ六・四％増加しております。これは、京都議定書目標達成計画を策定した二〇〇五年度の排出量に比し一・三ポイント減少はしているものの、依然として高い水準にあり、六％削減は決して容易ではない状況にございます。

そのため、政府としては、先月末に京都議定書目標達成計画を改定し、考え得る限りの取り組みを盛り込み、目標達成への道筋を示したところであります。今後、計画の進捗状況の厳格な点検と機動的な見直しを行い、必要に応じて対策の追加、強化を早急に行うことにより、確実に目標を達成していきたいと考えております。

次に、日本としての目標及び基準年の設定についてのお尋ねがありました。

我が国は、クールアース推進構想に基づき、二〇五〇年までに世界全体の温室効果ガスを半減させること、今後十年から二十年の間に排出量のピークアウトが必要であることを世界に呼びかけているところであります。

このような目標達成のためには、すべての主要排出国が責任ある形で参加する、実効性のある国際枠組みを構築することが不可欠であります。そうした枠組みの一環として、我が国は、他の主要排出国とともに、公平性の観点から、セクター別の積み上げ方式による国別総量目標を掲げて排出削減に取り組み決意を明らかにし、各国国際会議等でもその主張をし、国際的にも次第にその理解が深まっているところでございます。特に、これまでこの問題についてはどちらかというと否定的であったEUが積極的にこの積み上げ方式というものを評価するようになってきているという大きな変化もあらわれているところでございます。

現在、国内で、我が国の国別総量目標の設定に向け、目標年や基準年も考慮しつつ必要な作業を進めているところであります。また、数値をいつ提示するかは、すべての主要排出国の参加や公平性の確保を原則に、全体を取りまとめるサミット議長国としての立場も考慮しながら、最終的に結論を出すこととされている来年末COP15を念頭に置きながら、交渉状況を踏まえて適切に判断してまいりたいと考えております。

北海道洞爺湖サミットでは、議長国として積極的にリーダーシップを発揮し、実効性ある枠組みづくりを進展させるような成果を上げるべく、我

が国の考え方や取り組みについても各国の理解が得られますように、今後も建設的に議論を進めていきたいと思います。

次に、国内排出量取引や温暖化対策税の検討についての御尋ねがございました。

民主党提案の詳細については明らかにされておりませんが、コメントすることは困難でありまして、国内排出量取引や環境税については、総理を本部長とする地球温暖化対策推進本部で取りまとめられました改定京都議定書目標達成計画において、総合的に検討すべき課題の一つとして位置づけられ、検討が進められております。

総理の主導のもとで設置された地球温暖化に関する懇談会におきまして、国内排出量取引や環境税など排出削減を進めるための政策手法について、政策手法分科会を設置して、専門的な観点を含めて検討することとしております。

なお、環境税の重要性に関して御指摘がありました。また、そうであれば、ガソリン税の暫定税率を引き下げよとの民主党の主張がなぜ正当性を持つのか、まことに理解に苦しむところでございます。ちなみに、リットル当たりの税負担額は、暫定税率が二十五円引き下げられた今日、日本は三十五円であり、イギリスは百五十七円、ドイツは百四十二円、フランスは百三十四円と、日本の四倍前後の高さになっております。また、OECDの資料によれば、日本のガソリン税は、既に環境関連税制として国際的にも分類をされていることを御承知お願いたします。

環境重視の観点から、ぜひ末松議員にも、また

民主党の皆さん方にも、暫定税率の復活に御理解を賜りたいところであります。

いずれにしても、今後とも、最も重要な環境問題である地球温暖化対策の推進につきましましては、さまざまな手段を活用して、政府一体となつて取り組んでいく決意でございます。(拍手)

(国務大臣鴨下一郎君登壇)

○国務大臣鴨下一郎君 末松議員にお答えを申し上げます。

この法案による排出量の削減手法、削減効果についての御尋ねがございました。

今回の法律においては、算定・報告・公表制度を企業単位、フランチャイズチェーン単位に見直すこと、排出抑制等の指針を策定し、公表することなどを規定しているわけでありまして、事業者や国民が自主的、積極的に環境に配慮した活動等に取り組みすることを強化するものであります。

また、京都議定書目標達成計画の見直しにより示された各対策は、個別に削減効果が見込まれていますが、今回の法改正は、業務部門における算定・報告・公表制度のカバー率の拡大など、目標計画の各対策を確実に進める効果があると考えております。

二酸化炭素排出量の見える化についてのお尋ねがございました。

今回の改正法において、指針を策定し、事業者による国民への適切な情報提供を進めるとともに、算定・報告・公表制度の拡大により、温室効果ガス排出量の可視化をさらに進めることとしております。

民主党の御提案の内容は、私も詳細存じており

ませんので、これにお答えすることは今はできませんけれども、国民一人一人の理解と協力を得て排出削減を進めるためにも、わかりやすい情報の提供が重要であると考えます。

我が国が提案しているセクター別積み上げ方式についてのお尋ねがございました。

我が国としては、セクター別の積み上げ方式を活用することにより、十分な排出削減が可能と考えています。国別総量目標の設定に当たり提案しているこの方式につきましては、今後のその方法論を国際的に議論する、こういうことになっておりまして、その結果を踏まえて、削減量の確保を図ることとしたいと思います。

国際的にも、先週バンコクで開催されました次期枠組み交渉特別作業部会において、セクター別アプローチは、公平な目標設定のために有効な手段であること、国別総量目標を代替するものではないということ、先進国と途上国に一律の基準を当てはめるものではないということ等を説明申し上げまして、先進国から異論は出ておりません。

途上国からも、現段階ではセクター別アプローチを評価することには慎重な意見が出ていたことは事実であります。議論をさらに深い、理解を深めていくことに大きな反対は出されませんでした。

こうした点を踏まえまして、引き続き、建設的な議論を進めていきたいと思います。

国内排出量取引制度と環境税の導入についてお尋ねがありました。

国内排出量取引制度については、環境省として、今後の温暖化対策の有効な選択肢の一つであると認識しております。二〇〇五年から自主参加

型の国内制度を実施して、知見や経験の蓄積を進めていきます。

環境省としましては、産業界や学識経験者から成る検討会を設置してございまして、国際的な動向も踏まえつつ、我が国の実情に合った排出量取引制度の具体的な制度設計のあり方についての検討を、関係者の理解を得ながら加速させてまいります。

環境税については、地球温暖化対策全体の中の具体的な位置づけ、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取り組みの現状などを踏まえまして、総合的に検討を進めてまいります。

また、省エネ住宅改修やバイオ燃料料に対する減税、自動車税制のグリーン化などの温暖化対策のための税制も幅広く推進していく必要があると考えております。

再生可能エネルギーの促進策についてお尋ねがありました。

京都議定書目標達成計画に定める再生可能エネルギーの導入目標達成のためには、その拡大に向けた対策の加速化が不可欠と考えております。

そのため、環境省では、太陽光発電を含めた再生可能エネルギーについて、民間企業が行う新たな技術開発、設備整備に対する支援などのさまざまな導入拡大施策について取り組んでいるところでございます。

また、改正された京都議定書目標達成計画においても、再生可能エネルギーの導入促進に向けた抜本的な対策強化について検討を行うこととしております。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣甘利明君登壇)

○國務大臣(甘利明君) 電気やガス料金の伝票に二酸化炭素排出量を記載すべきとの御指摘についてであります。毎月の検針票にはその月と前年同月の使用量を記載しておりまして、増減の傾向を把握できることから、各家庭での自主的な省エネに寄与するものとなっております。

二酸化炭素は、電気やガスだけではなく、灯油などの消費によっても発生をするために、電気やガスの検針票に記載するだけでは全体の排出量が計算できないわけでありまして。電力会社などはホームページで、各家庭みずから二酸化炭素排出量を計算できる仕組みを提供しておりまして、各家庭の自主的な取り組みの促進に役立つものと考えております。経済産業省としては、このような事業者の取り組みを促してまいりたいと考えております。

環境税の導入についてのお尋ねがありました。経済産業省といたしましては、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置づけ、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取り組みの現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、総合的に検討すべき課題であると考えております。

国際的な動向も踏まえ、キャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引制度を導入すべきとの御指摘であります。

国内排出量取引制度につきましては、自主行動計画による大きな削減効果などを十分踏まえた上で、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な

動向等の幅広い観点について総合的に検討していくべき課題と考えております。

経済産業省といたしまして、同制度や環境税を含む経済的手法についての検討会を先月省内に設置したところであります。今後とも、このような場を通じて検討を深めてまいります。

再生可能エネルギーの導入政策についての御指摘であります。

再生可能エネルギーの普及は、地球温暖化対策やエネルギー源の多様化の観点から重要であります。現時点では、コストが高い、出力が不安定であるといった課題があることも事実であります。

そのため、技術開発や設備導入支援、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、いわゆるRPS法であります。これらの着実な推進などに取り組んでいくところであります。電力事業者に対して再生可能エネルギーにより発電した電力を高価格で購入することを義務づけるという固定価格買い取り制度につきましては、電気料金の恒常的な値上げにつながるかと、発電事業者のコスト削減インセンティブが働きにくいといった課題を有していることは事実です。

こうした課題を受けまして、昨年、国際エネルギー機関、IEAは、固定価格買い取り制度を導入したドイツに対して、本制度が市場をゆがめているものであり、見直すべき旨の勧告を出しております。

いずれにせよ、再生可能エネルギーのさらなる普及を図るべく、速やかに総合的な検討を行ってまいります。

最後に、長期エネルギー需給見通しについてのお尋ねがありました。

今回の長期エネルギー需給見通しでは、高コストであっても実用段階にある技術が最大限普及すると想定した排出量を見通すとともに、それに要する社会的コストを示しました。これによりまして、企業や家庭で必要となる取り組みについて国民的議論を深めていきたいと考えております。

本見通しにおいて、二〇二〇年のエネルギー起源CO₂排出量は九〇年比マイナスイナス三％でありまして、これからの努力を示す二〇〇五年比ではマイナスイナス一三％となっております。また、二〇一〇年時点につきましても、森林吸収、代替フロン、京都メカニズムのクレジット等、エネルギー起源CO₂以外による削減を勘案しますと、京都議定書上の目標をしっかりと達成する見通しとなっております。

以上です。(拍手)

(國務大臣渡辺喜美君登壇)

○國務大臣(渡辺喜美君) 有価証券報告書などにCO₂の排出量を表示する取り組みについてのお尋ねがありました。

現在でも、有価証券報告書では、各企業が、CO₂排出量を含め環境問題に対する取り組みを自主的に記載することが可能となっております。また、社内に環境委員会を設置し、その活動を情報開示したり、環境報告書を作成したりする企業も出てきております。

金融庁としては、引き続き、環境情報の自主的な開示の動向や投資家のニーズを注視してまいりますと考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 田端正広君。

(田端正広君登壇)

○田端正広君 公明党の田端正広です。

私は、公明党を代表して、たたいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に関して、関係大臣に質問いたします。(拍手)

かけがえのないこの地球環境を健全な姿で我々の子孫に残すことが、私たちにとって最大の使命であります。近年、ヒマラヤ氷河の融解や海面上昇など地球温暖化の影響が世界じゅうに広がり、我が国においても猛暑や集中豪雨などの異常気象が続いております。一刻も早く地球温暖化の進行を食い止め、持続可能な社会を構築することが、現代に生きる私たちの喫緊の課題と言えます。

我が国の京都の名を冠した京都議定書の第一約束期間が始まりました。二〇〇八年から二〇一二年の五年間の温室効果ガス排出量を、年平均で基準年比六％削減しなければなりません。しかしながら、二〇〇六年度では基準年比で逆に六・四％ふえており、一・二・四％の削減が至上命題になっております。責任あるCOP3の議長国として、また今夏の洞爺湖サミットの議長国として、政府のかなめである官房長官の現状認識と今後の決意を伺います。

次に、業務その他部門を中心とした事業者の排出抑制を進めるための施策について質問いたします。

年度末に改定された京都議定書達成計画について、中央環境審議会と産業構造審議会合同会議で合意できなかったのが、経済的手法である国内排出量取引制度と環境税の導入であります。

排出量取引は今や国際社会の潮流であり、我が国としても、導入時期や対象ガス、オークションなど具体的な制度設計が必要だと考えます。現在、地球温暖化問題に関する懇談会で議論されていますが、日本型排出量取引制度の導入に一步踏み込むべきだと考えますが、官房長官の見解を求めます。

あわせて、環境税の導入も温暖化防止の大きな抑止力になると考えます。

ガソリン税をめぐって全国的に混乱しています。民主党の思惑どおり、ガソリン一リットル当たり二十五円と軽油一リットル当たり十七円の暫定税率が失効しました。暫定税率の失効によって、第一約束期間冒頭から、ガソリン税が下がり、車の利用が大きく伸びることが予想され、国立環境研究所の試算では、年間にして八百万トンのCO₂がより多く排出されるといいます。この八百万トンとは、国土交通省がインフラ対策によって二〇一〇年までに削減を目指す年間の数値目標に当たります。

欧州の主要国は、環境に配慮し、ガソリン税を段階的に引き上げており、イギリスやフランス、ドイツでは、ガソリン一リットル当たり課税額は百三十円から百五十円の間で、税負担率は六〇％台であります。今回の失効により、日本の課税額は三十五円となり、税負担率は二七・六％と欧州主要国の半分以下になりました。

今回の暫定税率の失効は、国際社会、いわんや地球温暖化防止の流れに逆行しており、諸外国からの信頼を損なっています。一日も早い暫定税率の復元に期待するとともに、これを機に環境税の議論を開始すべきだと考えますが、官房長官の見

解を求めます。

また、本法案では、地方自治体による計画的できめ細かな対策が実施されることとなります。環境省は、昨年度末に自治体の温室効果ガス削減実行計画の策定状況をまとめました。これによると、四十七都道府県が計画で掲げる数値目標を達成すれば基準年比七・三％の削減となる見込みであり、これら自治体の実効性のある削減措置を国も支援すべきだと考えます。

一方、地域の実行計画を策定していない自治体や、削減目標を明記していない自治体もありま

す。環境省としてしっかりと通達を行い、さらに自治体名を公表するなどの措置をとるべきだと考えますが、環境大臣の見解を求めます。

六％削減に欠かせないのが、国民生活における取り組みです。二〇〇六年度の温室効果ガス排出量は、家庭部門で基準年比三〇・四％も増大しています。まずは、身近なことから取り組める、例えば、歯磨きや洗顔、ひげをそるときに水を出しっぱなしにしない、冷暖房の設定温度は夏は十八度以上、冬は二十度以下にするなどの節電、節水、節約の国民総運動、いわゆるもったいない運動を大々的に展開すべきだと考えます。あわせて、取り組んだ人にはエコポイントなどで還元するような環境行動促進事業を早急に普及させるべきだと考えますが、環境大臣の見解を求めます。

私は、二〇〇〇年に、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進する循環型社会推進基本法の制定を促し、二〇〇二年には自然との共生を目指した自然再生推進法の制定にもかかりました。つまり、低炭素社会とは、循環型社会と自然共生社会との三位一体であり、その総合的政

策の結集が地球温暖化防止につながると考えますが、環境大臣の見解を求めます。

また、クールビズのように、私たちの暮らしを根本から考え直す機会を国民に提供すべきだと思います。公明党の提案もあり、本年、環境省は、六月二十一日の夏至の日から洞爺湖サミット開催初日である七月七日まで、全国のライトアップ施設やネオンサイン、各家庭の明かりなどを一斉に消灯するライトダウンキャンペーンを実施すると発表しましたが、この七夕の日をクールアースデー、地球温暖化対策の日と位置づけ、国民啓発の記念日にしてはいかがでしょうか。あわせて、国民生活部門の排出を削減するための意識啓発について、環境大臣の見解を求めます。

次に、二〇一三年以降の新たな枠組みについて。本法は、二〇一三年以降の中期目標が明示されていません。特に、世界全体で二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を半減させるとの目標を実現するため、日本としての中長期目標を早期に明らかにして、しっかりとビジョンを示すべきだと考えます。そのためには、二〇二〇年を目標年として、この年をピークアウトの年にするという理念法、基本法的なものが必要かと思いますが、官房長官の見解を求めます。

さらに、二〇一三年以降の国際的枠組みをどう構築するかがかぎと言えます。まずは近隣の中国と韓国との連携協力を強め、東アジアとして二〇一三年以降の国際的枠組みづくりに先駆的な役割を日本が果たし、欧米各国へもつなげていくことが大切であり、日本の役割と責任は非常に大きいと言えます。

我が国は、水銀中毒による水俣病や、カドミウム汚染によるイタイイタイ病、また大気汚染による四日市ぜんそくなど、四十年前には、水質汚濁や大気汚染による公害で悩まされました。それを見事に克服し、今日の環境と経済の発展をもたらしました。

今、中国は、この水や大気の大気環境汚染で悩んでいます。日本にはこれら公害を克服した経験と技術、人材があります。つまり、日中の環境技術協力によって、中国が公害問題を解決することができて初めて地球温暖化防止への取り組みにもつながるわけで、両方に寄与するコベネフィット事業を進めることが最も重要と言えます。その意味でも、公明党が以前から提唱してきました日中環境基金の創設をぜひとも進めていただきたい。特に、胡錦濤国家主席が五月に来日されるときがチャンスだと考えますが、今後の見通しと決意を外務大臣に伺います。

韓国は、もはや経済発展をなし遂げ、いわゆる先進国の集まりであるOECDの加盟国であります。我が党の太田代表が先日訪韓の折、李明博大統領に二〇一三年以降の新しい枠組みに参加するように要請したところ、李大統領は、前向きに準備しているところだと参加への意欲を表明されました。今月二十日の大統領来日に向け、積極的に働きかけてほしいと考えますが、外務大臣の見解を求めます。

また、サミットの際に開催されるアフリカ支援を討議する拡大大会合では、気候変動問題とともに、人間の安全保障の側面から支援していくという枠組みづくりが重要であると考えますが、外務大臣の見解を求めます。

ともあれ、日本は先進国と新興国の橋渡しをし、国際社会が一致して地球温暖化問題に立ち向かえるような実質的なリーダーシップを発揮することを期待して、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣町村信孝君登壇)

○国務大臣(町村信孝君) 田端議員にお答えいたします。

まず、京都議定書の日目標達成についてのお尋ねがありました。

G8北海道洞爺湖サミットを初め、地球温暖化問題について国際的リーダーシップを発揮していく上で、足元の六％削減目標を達成することは大前提でございます。

六％削減目標は決して容易な目標ではありませんが、政府としては、先月末に京都議定書目標達成計画を改定し、自主行動計画の推進、強化、太陽光など新エネルギーの導入、省エネ家電への買いかえの促進、クリーンエネルギー自動車等の普及、住宅・建築物の省エネ化を初め、考え得る限りの取り組みを盛り込み、目標達成への道筋を示したところであります。

今後、計画の進捗状況の厳格な点検と機動的な見直しを行い、必要に応じ、対策の追加、強化を早急に行うことにより、確実な目標達成を期してまいりたいと考えます。

次に、国内排出量取引制度の導入についてのお尋ねがございました。

国内排出量取引制度につきましては、先日閣議決定した京都議定書目標達成計画において、「他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合

的に検討していくべき課題である。」と位置づけられております。

内閣としては、二月に地球温暖化問題に関する懇談会を設置し、低炭素社会の実現に向けたさまざまな課題について議論を開始したところであります。国内排出量取引制度についても、先ほど甘利国務大臣が御答弁を申し上げましたけれども、排出削減を進めるための政策手段の一つとして総合的に検討したいと考えております。

次に、ガソリン税の暫定税率と環境税についてのお尋ねがありました。

世界では、地球温暖化問題への対応として、ガソリン消費の抑制効果を勘案して、ガソリン税を引き上げる傾向にあります。その水準は、先ほど末松議員にお答えしたとおり、日本の現在の三十五円水準は、ヨーロッパの主要国と比べて、ヨーロッパの方が四倍ぐらい高いという状況にあるわけでありまして。

そのような状況で、我が国がガソリン税を引き下げることは、環境・気候変動が主なテーマの一つである北海道サミットを目前に控え、日本は環境問題を軽視しているという誤ったメッセージを世界に与えることになりかねません。このような状況を踏まえ、暫定税率の復活というものが必要であると申し上げてきたところでございます。

また、御指摘の環境税につきましては、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置づけ、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取り組みの現状などを踏まえて、総合的な検討を進めていくべき課題であると考えております。

最後に、日本の排出量に関する二〇二〇年の目

標についてのお尋ねがありました。

我が国は、クールアース推進構想に基づき、二〇五〇年までに世界全体の温室効果ガスを半減させること、今後十年から二十年の間に排出量のピークアウトが必要であることを世界に呼びかけております。このような目標達成のために、すべての主要排出国が参加する仕組みとすることが不可欠であります。そうした中で、我が国として、主要排出国とともに、国別総量目標を掲げて取り組んでまいれる所存であります。

現時点では、御指摘のような二〇二〇年目標を法的に定めることについて、今直ちに定めるタイミングではないのかな、こう思っておりますけれども、貴重な御意見として受けとめさせていただきたいと存じます。(拍手)

(国務大臣鴨下一郎君登壇)

○国務大臣(鴨下一郎君) 田端議員にお答えを申し上げます。

自治体の実効性のある温室効果ガス削減措置についてお尋ねがありました。

地域の実行計画を策定した自治体に対しては、先進的な省エネ設備や太陽光発電などの導入に対する支援を行うこととしております。また、実行計画の策定が進むよう、策定状況の一覧の公表や通達等の措置を講じていきたいと考えております。さらに、適切な実行計画の策定が行われるよう、わかりやすいマニュアルの作成や説明会の開催などを行ってまいります。

地球温暖化防止に向けた国民運動についてのお尋ねがありました。

京都議定書に基づく我が国の温室効果ガス六％削減を達成するために、総理大臣がチームリー

ダーとなり、地球温暖化防止に向けた国民運動、チーム・マイナス六％を展開しております。

チーム・マイナス六％では、冷暖房の温度調節や水道の使い方、電気の使い方、レジ袋の削減などの六つの具体的な行動の呼びかけを行っており、引き続き、これらの取り組みを推進してまいりたいと考えます。

また、省エネ家電の買いかえ促進等を一層進めるための切り札として、エコポイントの普及を推進してまいります。具体的には、平成二十年度のモデル事業として採択した全国型と地域型のエコポイント事業の実施を通じ、早急にその普及を進めてまいります。

低炭素社会、循環型社会、自然共生型社会の関係についてのお尋ねがございました。

昨年六月に閣議決定された二十一世紀環境立国戦略においては、持続可能な社会の実現に向けて、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三つの側面を統合した取り組みの展開が重要であるとされております。

また、低炭素社会づくりについては、中央環境審議会において、低炭素都市のイメージや実現のための戦略などの検討が行われ、四月三日に結果を公表しております。その中には、バイオマスの利用や森林の整備、保全など、循環や共生にもつながる対策も盛り込まれております。

環境省としては、これらの検討結果も踏まえまして、低炭素社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

国民の地球温暖化防止に向けた意識啓発についてのお尋ねがございました。

地球温暖化対策の推進に当たっては、国民一人

一人の関心を高めることはもちろん、行動の見直しにまで結びつけることが重要であります。議員の御提案も参考にしつつ、七月七日に始まる北海道洞爺湖サミットが将来にわたる国民運動の出発点になるようにしていきたいと考えています。

また、チーム・マイナス六%における取り組みなどを通じて、地球温暖化防止に向けた普及啓発活動をより一層推進してまいります。(拍手)

(国務大臣高村正彦君登壇)

○国務大臣(高村正彦君) 日中環境協力についてのお尋ねであります。中国の環境問題は、我が国のみならず、アジアひいては世界の環境に影響を及ぼし得る重要な問題であります。今後、戦略的互恵関係の重要な分野として、環境・省エネ分野における日中の協力をさらに推進してまいります。

そのために、現在、近年の経済発展が著しい中国との間でいかなる協力関係を築くことが、環境対策上、最も効果的であるかを探っているところがあります。そのような観点から、昨年十二月の福田総理の訪中時には、今後、環境関連情報の共有や人材育成、技術移転、共同研究などの協力を進めていくことで一致をいたしました。

御指摘の基金についても、さまざまな角度から検討を行っているところですが、まだ結論を得るには至っておりません。政府としては、引き続き、我が国の有する高い技術、知見、経験を最大限活用した、有効な協力の方途を探っていく考えであります。

二〇一三年以降の枠組みに関する韓国への働きかけについてのお尋ねであります。すべての主要排出国が参加する実効性のある枠組みづくりの

ため、韓国もその能力と国際的地位に応じた対応をとることを期待しております。

我が国としては、気候変動問題を含む環境問題を、日韓両国が国際社会とともに貢献する日韓新時代にふさわしい協力分野として位置づけ、韓国に対し、我が国とともに実効性のある枠組みづくりに取り組むよう、さまざまな場を通じて積極的に働きかけていく考えでございます。

北海道洞爺湖サミット初日の七月七日に開催予定のアフリカ開発に関するアウトリーチ会合についてのお尋ねがありました。

同会合でどのような論点が首脳レベルで取り上げられるかは予断できませんが、我が国は、アフリカ開発支援において、人間の安全保障の確立を引き続き重視していく考えでございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、地球温暖化対策法改正案に関して質問します。(拍手) まず、地球の気候変動の重大性についての政府の基本認識をただしたい。

国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCの第四次評価報告書は、このまま進めば、温暖化が突然の回復不能な結果をもたらす可能性があると警告しています。イギリス政府の求めに応じてまとめられたスターン報告も、気候変動は極めて深刻な地球規模の危機であり、世界規模での対策が今すぐ必要であると指摘しています。今後の気温上昇を産業革命前に比べて二度以内に抑えることは、人類にとって至上命題であります。こうした危機をつくり出した根源には、環境破

壊を顧みず利潤追求第一主義に走ってきた巨大資本の活動があります。そこに焦点を当てた対策こそ求められているのであります。

温室効果ガス削減は、やれるところまでやればいいという問題ではなく、巨大資本の横暴を規制して、必ずやり切らなければならない課題なのであります。このことなしに、先進国間で合意されている、二〇二〇年までに先進国全体で一九九〇年比二五%から四〇%の排出削減という共通の課題が達成できるでしょうか。答弁を求めます。

第二に、最大排出国アメリカの問題です。

アメリカは、温室効果ガス削減に最大の責任がありながら、京都議定書を離脱し、その実行に困難をつくり出してきましたが、日本政府は、これに明確な批判をできませんでした。重要なことは、アメリカに最大排出国としての責任をとらせることでもあります。とりわけ、米軍の排出量は莫大であり、戦争こそが最大最悪の環境破壊をもたらすものであります。

日本政府は、アメリカの許容する範囲での行動に終始するのではなく、きつぱりとアメリカに最大排出国の責任を果たすよう求めるべきであります。

次に、今問題になっているセクター別アプローチについてです。

日本政府は、中期目標の設定で、主要排出国がセクター別の削減量を算出し、それらを積み上げて温室効果ガスの国別総量目標を設定するとしています。さきのバンコクでのCOP作業部会でも、その立場に立った意見書を提出しています。この提案は、全体に削減の枠をはめることがまず必要だ、先進国の削減義務を放棄した提案など

と各国から厳しい批判を受けているのであります。それなのに政府は、国別総量目標にかわるものではないと言いつつ、なぜこんな提案に固執するのですか。

そもそも、このセクター別アプローチは、国際鉄鋼協会が提起し、日本経団連が全面的に支持しているものです。これは、原単位当たりのエネルギー消費量を指標に、生産量を見通して削減量を設定するもので、鉄鋼業界など多量に排出している産業界にとっては都合のいいものです。政府は、これで公平性が確保できると言いますが、それは鉄鋼業界など産業界に対して公平なのであって、全体の削減目標を低く抑えることにしかならないではありませんか。

途上国からはまた、先進国と同様の責任を負わせるものではないかと反対の声が上がっています。政府は、共通だが差異のある責任という原則は守ると苦しい言いわけをしました。しかし、国際鉄鋼協会は、既に最先端設備で極限近くで操業している、排出を大幅に削減することは不可能に近いと言っているのです。結局、先進国の鉄鋼業などの排出はそのままにして、途上国だけに責任を負わせることになるのではありませんか。経済産業大臣、明確にお答えください。

この提案では、電力、エネルギー、運輸も含む八分野ごとのエネルギー消費量、今後の追加的削減対策、生産活動の見通しを業界が明らかにしない限り、いつまでも国別総量目標は設定されないこととなります。産業界の意向のままに、国別削減目標をあいまいにし、目標の設定を先送りするものではないでしょうか。こうした目標策定のやり方を根本的に見直すことを強く求めます。

外務大臣は、洞爺湖サミットでの実効ある枠組みづくりに向けて国際的議論を主導すると述べています。そうであるなら、G8の議長国として、今こそ先進国日本が、みずから求められている高い個別総量目標を明確にし、法的拘束力のある数値目標を持つべきではありませんか。

その上で、私は、以下三つの具体的手だてについて政府の見解をお聞きしたい。

第一は、政府が産業界との間で温室効果ガス削減のための公的協定を結ぶという問題です。

先月閣議決定した京都議定書目標達成計画は、排出権取引制度や環境税の導入を検討課題と先送りし、日本経団連の自主行動計画頼みと京都メカニズムの大規模な活用という内容になっていました。これでは、日本の六%削減の国際的約束は何ら担保されません。削減目標を必ず達成するため、ペナルティーも盛り込んだ産業界との公的な削減協定を締結すべきではありませんか。

第二は、再生可能エネルギーの活用を大胆にふやすことではありませんか。

海外からの化石燃料の依存を大幅に減らし、風力、太陽光、バイオマス、小水力などの再生可能エネルギー活用を抜本的に強める戦略を立てるべきであります。

現状では、風力発電の設置は進まず、設備量は二〇〇四年の世界第八位からことし十三位にまで後退し、太陽光発電もドイツに首位の座を明け渡ししてしまいました。今こそ、自然エネルギー電力の固定買い取り制度の導入に踏み出すべきではありませんか。

第三に、排出削減を促す経済的措置をとることについてであります。

今、欧州を初め、国際的にも排出権取引の導入が進み始めていますが、日本の電力業界や鉄鋼連盟などの業界が否定的です。我が国でも、二酸化炭素の排出をコストに反映させる排出権取引制度や、排出量に応じた環境税の導入を図るべきではありませんか。

私は、去る三月、欧州の地球温暖化対策に関する日本共産党調査団長として、ドイツ、イギリス、EU本部を訪れ、それぞれの取り組みを調査してまいりました。そこで痛感したのは、現状よりはるかに強い切迫感が必要だ、こういう立場に立つて、政府と産業界が協定を結び、排出権取引や税制も組み合わせ、この問題に国民とともに取り組んでいることでした。イギリス議会では、削減を公的に義務化する世界初の気候変動法案の審議中で、ドイツ議会でも、この五月を目途に総合的な法制化が進んでおります。

我が国においても、中長期削減目標を明確に盛り込んだ気候変動の法制度をつくるべきであります。環境大臣の答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣鴨下一郎君登壇)
○国務大臣(鴨下一郎君) 笠井議員にお答え申し上げます。

二〇二〇年までの先進国全体での排出削減に係る共通認識についてのお尋ねがございました。

御指摘につきましては、京都議定書に基づくアドホック・ワーキンググループのバリでの結論文書において、IPCCのシナリオに基づいた場合、先進国がグループとして削減する必要がある幅を二〇二〇年までに一九九〇年比で二五から四〇%の範囲まで削減する必要があると指摘してい

ることを認識するとして記載されております。この認識を踏まえまして、今後国際交渉が進められることとなりますが、国別の目標は、本ワーキンググループの交渉の成果そのものであると考えております。

セクター別アプローチは削減目標を低く抑えるのではないかと、こういうお尋ねがありました。我が国としては、セクター別の積み上げ方式を活用することにより、十分な排出削減が可能と考えております。国別総量目標の設定に当たり提案しているこの方式については、今後、その方法論を国際的に議論することとしており、その結果を踏まえて削減量の確保を図りたいと考えています。

国別削減目標の設定の先送りをしているのではないかと、こういうようなお尋ねがありました。削減目標については、負担の公平性を確保する観点から、セクター別に削減可能量を積み上げて主要排出国間で比較、分析するという方法を検討するということになっておりまして、目標の合理的、客観的な相場観を形成することが可能と考えます。

我が国の国別総量目標については、国内で必要な検討作業を精力的に行っているところであります。すべての主要排出国の参加や公平性の確保を念頭に、国際交渉の状況を見つつ、適切な段階で明らかにしてまいりたいと考えています。

自主行動計画の協定化についてのお尋ねがありました。

自主行動計画については、審議会においてフォロアップを行い、目標の引き上げを初めとする自主行動計画の拡大、深掘りを進めてきたところ

であります。この結果、昨年度は、産業・エネルギー転換部門の二十一業種が目標の引き上げを行ったほか、業務部門を中心に、これまで自主行動計画を策定していなかった業種が新たに策定するなどの成果を上げています。引き続き、政府による厳格なフォロアップを通じて、事業者のさらなる努力を促してまいります。

国内排出権取引制度や環境税の導入についてのお尋ねがありました。

二酸化炭素の排出削減に当たっては、自主的手法、規制的手法、経済的手法等あらゆる政策手法を総動員して、それらの特徴を生かしつつ、有機的に組み合わせる必要があると考えます。

国内排出権取引制度については、今後の温暖化対策の有効な選択肢の一つであると認識しており、二〇〇五年から自主参加型の国内制度を実施して、排出権取引についての知見や経験の蓄積を進めています。

また、環境税についても、市場メカニズムを通して低炭素社会を実現する極めて重要な政策手段であり、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置づけ、その効果、国民経済や産業界の国際競争力に与える影響、諸外国における取り組みの現状などを踏まえて、総合的な検討を進めてまいります。

日本の排出量に関する中長期削減目標を盛り込んだ法制度についてのお尋ねがありました。

我が国は、クールアース推進構想に基づき、二〇五〇年までに世界全体での温室効果ガス半減をさせる、今後十年から二十年の間に排出量全体のピークアウトが必要である、このことを世界に呼びかけているところであります。

このような目標の達成のためには、すべての主要排出国が参加する仕組みとすることが不可欠です。そうした中で、我が国として、主要排出国とともに、国別総量目標を掲げて取り組む所存であります。

御指摘のような中長期削減目標を法的に定めるということは、現時点では考えておりませんが、我が国の目標については、すべての主要排出国の参加や公平性の確保を原則に、全体を取りまとめるサミット議長国としての立場も考慮しながら、交渉状況を踏まえて明らかにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇)

○国務大臣甘利明君 四点のお尋ねがあります。

まず、先進国全体の排出削減目標についてのお尋ねであります。

御指摘の数字は、IPCCの報告書における、一定のシナリオに基づいた場合の、先進国全体としての削減する必要がある幅について言及したものの一つであります。先進国の各国の目標につきましても、国連における将来枠組みの交渉プロセスの中で議論されているものであり、今後、交渉を通じて目標が設定されていくものと考えております。

次に、我が国が提案するセクター別アプローチについてのお尋ねであります。

これは、国別総量目標の策定に当たって、エネルギー効率などを鉄鋼等を含むセクター別に割り出し、今後活用される技術を基礎として削減可能量を積み上げること、削減負担の公平、公正さ

を確保するものであります。また、途上国にとつても、導入すべき技術が明らかにになり、削減に向けた道筋が見えやすいという点で、効率的な技術移転を促進するものであります。

御指摘の鉄鋼セクターにつきましては、生産のエネルギー効率には先進国間においても一、二割程度の差があり、セクター別アプローチを通じて先進国においても相応の改善努力が促されることになると考えております。

続いて、自主行動計画の協定化についてのお尋ねであります。

自主行動計画は、産業界の自主的な取り組みにとどまらず、京都議定書目標達成計画上也明記された政府の施策、制度であります。

経済産業省としても、今般の目標達成計画の見直しに当たり、自主行動計画の拡大強化を働きかけてまいりました。その結果、二〇〇六年度及び二〇〇七年度において合計二十二業種が目標を引き上げ、その削減効果は約二千万トン、すなわち我が国総排出量の約一・七%の追加的な削減効果が見込まれております。

このように、自主行動計画には自主的、積極的な目標引き上げ等を可能とする柔軟な制度であるというメリットがあり、その効果も着実に上がっております。計画を公的協定とすることは、このようなメリットが生かせなくなるおそれがあるため、現時点では考えておりませんが、今後とも厳格な評価、検証を通じまして、産業界のさらなる努力を促してまいります。

最後に、再生可能エネルギーによる電力の固定価格買い取り制度導入についての御指摘であります。

御指摘の固定価格買い取り制度は、電気料金の恒常的な値上げにつながる、発電事業者のコスト削減インセンティブが働きにくいといった課題を有しております。このため、我が国では、審議会における議論も踏まえまして、固定価格買い取り制度ではなく、電気事業者に一定量以上の新エネルギー等電気の利用を義務づける、いわゆるRPS法を採用いたしております。

なお、先ほど申し上げましたが、IEA、国際エネルギー機関もまた、固定価格買い取り制度を導入したドイツに対しまして、本制度の課題を指摘し、本制度を見直すべき旨の勧告を出しております。こうしたことから、政府といたしましては、まずはRPS法の着実な施行等によりまして、再生可能エネルギーの導入拡大を進めることが適切と考えます。

いづれにせよ、現在開催中の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の議論を踏まえまして、再生可能エネルギー対策の抜本的強化策を検討してまいります。

以上です。(拍手)

(国務大臣高村正彦君登壇)

○国務大臣高村正彦君 温室効果ガスの排出削減の数値目標の達成についてお尋ねがございました。

二五%から四〇%という御指摘の数字は、パリ気候変動会議の結論文書の一つに記載されているものであります。これは、IPCCの報告書における、一定のシナリオに基づいた場合の、先進国全体として削減する必要がある幅について言及したものの一つであります。各国の間で将来の目標として合意したものではありません。

先進国の各国の目標については、国連における次期枠組み交渉プロセスを通じて議論されるものであり、今後、この交渉プロセスを通じて目標が設定されていくものと考えております。我が国としては、世界全体としての排出削減の実現を目指し、この交渉に建設的に参加してまいります。

アメリカへの温暖化対策強化の働きかけについてお尋ねがありました。

地球規模の温暖化対策を進める上で、世界の主要な温室効果ガス排出国である米国の参加は不可欠であり、米国のイニシアチブで開始されている主要経済国会合は、同国の気候変動問題への積極的取り組みの一つとして評価しております。我が国としては、この会合での建設的な議論に貢献していく所存でございます。

我が国としては、引き続き、米国を含む主要排出国が参加する実効性のある国際的枠組みの構築に向けて、あらゆる機会を通じて最大限の努力をしております。そのために、米国に対しても、引き続き緊密な連携のもとに、建設的な対応を促してまいります。

セクター別アプローチの提案についてのお尋ねですが、我が国は、世界全体としての排出削減を実現する枠組みづくりのためには各国間の削減負担の公平性を確保することが重要との観点から、セクター別の積み上げ方式による国別総量目標の設定を提案しております。先週バンコクで開催された国連の気候変動会合においても、この考え方を説明し、その有効性を主張した結果、セクター別アプローチに関する検討を継続することの重要性が多くの国で共有されたと考えているところでございます。

国別総量目標の設定方法についてのお尋ねがありました。

世界が今後長期にわたって一致協力して排出削減の取り組みを推進、継続するためには、各国間の負担の公平感を確保する必要があります。

こうした観点から、国別総量目標の設定に当たっては、セクター別アプローチを活用し、エネルギー効率や今後活用される技術など、科学的かつ透明性の高い尺度を用いた積み上げ方式による作業を進めることが有効であると考えます。

我が国の国別総量目標についての数値をいつ提示するかは、すべての主要排出国の参加や公平性の確保を原則に、全体を取りまとめるサミット議長国としての立場も考慮しながら、交渉状況を踏まえて判断してまいります。

我が国としての国別総量目標の明確化についてのお尋ねがありました。

北海道洞爺湖サミットでは、議長国としてリーダーシップを発揮し、世界全体としての排出削減の実現に向けた議論に弾みとなる成果を上げたいと考えております。

このためには、すべての主要排出国が責任ある形で参加する実効性のある枠組みを構築することが何よりも重要であります。我が国は、公平性の観点から、他の主要排出国とともに、セクター別の積み上げ方式による国別総量目標を掲げて排出削減に取り組むことを提案しており、引き続き、国際社会に対して、こうした基本的な考え方に就いてまず共通理解が得られるよう、建設的な議論を進めていきます。

我が国自身の国別総量目標については、現在、

国内で必要な作業を進めているところであります。この具体的な内容については、すべての主要排出国の参加や公平性の確保を原則としつつ、交渉状況を踏まえて判断してまいります。(拍手)

議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたします。

議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十一分散会

出席国務大臣

- 外務大臣 高村 正彦君
- 経済産業大臣 甘利 明君
- 環境大臣 鴨下 一郎君
- 国務大臣 町村 信孝君
- 国務大臣 渡辺 喜美君
- 環境副大臣 桜井 郁三君

- 外務委員
- 藤井 勇治君
- 丹羽 秀樹君
- 藤井 勇治君
- 丹羽 秀樹君
- 藤井 勇治君

出席副大臣

- 外務副大臣 桜井 郁三君

- 外務副大臣 桜井 郁三君

議長報告

議長報告 (通知書受領)

議長報告 (要求書受領)

議長報告 (常任委員辞任及び補欠選任)

議長報告 (理事補欠選任)

議長報告 (議決通知)

議長報告 (内閣から、日本銀行総裁に白川方明君を、同副総裁に渡辺博史君を任命したいので、日本銀行法第二十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。)

議長報告 (理事補欠選任)

議長報告 (議決通知)

議長報告 (内閣から、日本銀行総裁に白川方明君を、同副総裁に渡辺博史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。)

議長報告 (理事補欠選任)

議長報告 (議決通知)

議長報告 (内閣から、日本銀行総裁に白川方明君を、同副総裁に渡辺博史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。)

議長報告 (理事補欠選任)

議長報告 (議決通知)

議長報告 (内閣から、日本銀行総裁に白川方明君を、同副総裁に渡辺博史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。)

議長報告 (理事補欠選任)

議長報告 (議決通知)

議長報告 (内閣から、日本銀行総裁に白川方明君を、同副総裁に渡辺博史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。)

議長報告 (理事補欠選任)

議長報告 (議決通知)

議長報告 (内閣から、日本銀行総裁に白川方明君を、同副総裁に渡辺博史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。)

議長報告 (理事補欠選任)

議長報告 (議決通知)

議長報告 (内閣から、日本銀行総裁に白川方明君を、同副総裁に渡辺博史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。)

議長報告 (理事補欠選任)

議長報告 (議決通知)

国家基本政策委員

辞任

武部 勤君 秋葉 賢也君
中川 昭一君 鍵田忠兵衛君
秋葉 賢也君 武部 勤君
鍵田忠兵衛君 中川 昭一君
決算行政監視委員
補欠

辞任

坂井 学君 西村 康稔君
安井潤一郎君 関 芳弘君
西村 康稔君 中森ふくよ君
関 芳弘君 安井潤一郎君
中森ふくよ君 坂井 学君

(議案付託)

一、昨九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求める件(条約第一〇号) 外務委員会 付託
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号) 安全保障委員会 付託
(議案通知書受領)

一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

金融・証券税制に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

国民生活センター法改正案に関する質問主意書(枝野幸男君提出)

南水洋における調査捕鯨船に対する妨害行為に関する再質問主意書(岡本充功君提出)

スマートインターチェンジにおける社会実験に関する質問主意書(岡本充功君提出)

特定検診・保健指導の必要性に関する再質問主意書(岡本充功君提出)

一九九九年のキルギスにおける日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

歴代社会保険庁長官の退職金に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。
平成二十年二月五日
内閣総理大臣 福田 康夫

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項第二号中「十八歳に達した日」を「十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに」に改め、「(十八歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。)」を削る。

第十二条第二項第一号を次のように改める。

一次のいずれかに掲げる者(次号及び次条において「配偶者等」という。)を伴う在外職員以外の者(次号に該当する者を除く。) 限度額の百分の八十に相当する額

イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。)

ロ 子(主として在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。次条第六項において同じ。)

第十二条第二項第二号中「配偶者を」「配偶者等」に改める。

第十二条の二の見出しを「(住居手当の支給期間に改める。)

等」に改め、同条第五項ただし書中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条に次の一項を加える。
6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第十五条の二第二項中「当該各号に定める額」の下に「(以下この項において「必要経費額との差額」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、その加算される額は、必要経費額との差額が前項の額の百分の三百に相当する額(当該年少子女が外務省令で定める学校に就学する場合にあつては、百分の二百五十に相当する額。以下この項において「全額支給加算限度額」という。)を超える場合には、全額支給加算限度額を越える額の二分の一に相当する額又は前項の額の百分の四百に相当する額のうちいずれか少ない額を加えた額を限度とする。

別表第一のうち二 総領事館の表アジアの項中

「マカッサル」を削り、
在瀋陽日本国総領事館
在青島日本国総領事館
在マカッサル日本国総領事館
中華人民共和国 瀋陽
中華人民共和国 青島

在瀋陽日本国総領事館
在青島日本国総領事館
中華人民共和国 瀋陽
中華人民共和国 青島

在デンバー日本国総領事館
アメリカ合衆国 デンバー
を
在デンバー日本国総領事館
在ナッシュビル日本国総

館
アメリカ合衆国 デンバー
領事館
アメリカ合衆国 ナッシュビル
に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)
一 大使館

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アジア	インド	790,000	720,000	676,400	652,700	628,900	553,800	482,700	427,300	379,900	348,200	324,500	300,800
	インドネシア	760,000	650,000	608,800	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	カンボジア	690,000	670,000	632,500	610,500	588,600	518,700	452,800	401,000	357,100	327,100	305,200	283,200
	シンガポール	680,000	610,000	571,000	548,200	525,300	456,800	388,300	342,600	296,900	274,100	251,200	228,400
	スリランカ	670,000	650,000	616,000	594,700	573,400	505,500	441,600	391,100	348,500	319,200	297,900	276,600
	タイ	630,000	530,000	494,100	474,400	454,600	395,300	336,000	296,500	256,900	237,200	217,400	197,700
	大韓民国	800,000	670,000	625,900	600,800	575,800	500,700	425,600	375,500	325,500	300,400	275,400	250,400
	中華人民共和国	880,000	710,000	659,900	634,600	609,400	532,200	456,400	403,200	352,700	324,800	299,500	274,300
	ネパール	810,000	780,000	738,900	714,900	691,000	612,500	540,700	479,400	431,600	394,200	370,300	346,400
	バキスタン	840,000	770,000	727,900	704,400	680,900	603,700	533,200	472,800	425,800	388,900	365,400	342,000
	バンダラデシユ	780,000	750,000	711,500	688,700	665,800	590,600	522,100	463,000	417,300	381,100	358,200	335,400
	東ティモール	840,000	820,000	774,200	750,200	726,300	646,200	574,400	509,700	461,900	421,200	397,300	373,400
	フィリピン	670,000	570,000	537,400	518,100	498,800	438,200	380,200	336,500	297,800	273,300	254,000	234,700
	ブータン	740,000	710,000	670,900	647,400	623,900	549,400	478,900	424,000	377,000	345,500	322,000	298,600
	ブルネイ	660,000	630,000	594,000	571,400	548,800	479,500	411,600	363,700	318,500	293,100	270,500	247,900
	バトナム	720,000	650,000	614,300	591,900	569,500	499,700	432,500	382,600	337,800	310,200	287,800	265,400
	マレーシア	580,000	520,000	488,600	469,100	449,500	390,900	332,300	293,200	254,100	234,500	215,000	195,500
	ミャンマー	930,000	910,000	854,300	825,700	797,200	704,800	619,200	548,700	491,600	449,600	421,100	392,500
	モルデナブ	680,000	660,000	621,500	600,000	578,500	509,900	445,300	394,400	351,400	321,800	300,300	278,800
モンゴル	750,000	720,000	681,900	657,900	634,000	558,200	486,400	430,600	382,800	350,800	326,900	303,000	
ラオス	720,000	700,000	660,000	636,900	613,900	540,700	471,500	417,500	371,400	340,300	317,300	294,200	
大洋州	オーストラリア	770,000	690,000	647,900	622,000	596,000	518,300	440,600	388,700	336,900	311,000	285,100	259,200
	キリバス	780,000	750,000	711,500	688,700	665,800	590,600	522,100	463,000	417,300	381,100	358,200	335,400
	サモア	840,000	810,000	757,100	728,900	700,800	613,900	529,600	468,300	412,000	378,700	350,600	322,500
	ソロモン	790,000	770,000	730,300	708,100	685,900	611,100	544,600	483,400	439,000	400,200	378,000	355,800
	ツバル	780,000	750,000	711,500	688,700	665,800	590,600	522,100	463,000	417,300	381,100	358,200	335,400
	トンガ	680,000	660,000	619,800	597,200	574,600	504,100	436,200	385,900	340,700	312,800	290,200	267,600
ナウル	680,000	660,000	619,800	597,200	574,600	504,100	436,200	385,900	340,700	312,800	290,200	267,600	

官 報 (号 外)

北米	ニューゼーランド	730,000	710,000	658,800	632,400	606,100	527,000	448,000	395,300	342,600	316,200	289,900	263,500	
	バヌアツ	690,000	670,000	625,300	602,500	579,600	508,500	440,000	389,200	343,500	315,500	292,600	269,800	
	パプアニューギニア	870,000	840,000	796,200	771,400	746,500	663,800	589,400	522,900	473,300	431,800	407,000	382,200	
	パラオ	600,000	570,000	539,100	518,700	498,300	435,600	374,300	330,800	289,900	266,800	246,400	226,000	
	フィジー	710,000	690,000	649,000	626,400	603,800	531,900	464,000	410,900	365,700	335,000	312,400	289,800	
	マーシャル	620,000	600,000	564,900	544,500	524,100	460,200	398,900	353,000	312,100	286,500	266,100	245,700	
	ミクロネシア	600,000	570,000	539,100	518,700	498,300	435,600	374,300	330,800	289,900	266,800	246,400	226,000	
	アメリカ合衆国	790,000	610,000	571,000	549,000	505,100	439,200	373,300	329,400	285,500	263,500	241,600	219,600	
	カナダ	800,000	720,000	669,800	643,000	616,200	535,800	455,400	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900	
	中南米	アルゼンチン	540,000	520,000	483,100	463,800	444,500	386,500	328,500	289,900	251,200	231,900	212,600	193,300
		アンチイグア・バーターダ	680,000	660,000	615,900	592,400	568,900	497,000	426,500	376,800	329,800	303,600	280,100	256,700
		ウルグアイ	580,000	560,000	521,500	500,600	479,800	417,200	354,600	312,900	271,200	250,300	229,500	208,600
		エクアドル	690,000	670,000	625,300	602,500	579,600	508,500	440,000	389,200	343,500	315,500	292,600	269,800
		エルサルバドル	750,000	720,000	681,900	657,900	634,000	558,200	486,400	430,600	382,800	350,800	326,900	303,000
ガイアナ		690,000	670,000	625,300	602,500	579,600	508,500	440,000	389,200	343,500	315,500	292,600	269,800	
キューバ		880,000	850,000	804,800	778,200	751,600	665,200	585,500	519,000	465,800	425,800	399,300	372,700	
グアテマラ		690,000	670,000	630,800	607,700	584,700	512,900	443,700	392,500	346,400	318,100	295,100	272,000	
グレナダ		710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600	
コスタリカ		600,000	570,000	539,100	518,700	498,300	435,600	374,300	330,800	289,900	266,800	246,400	226,000	
コロンビア		760,000	740,000	700,500	678,100	655,700	581,800	514,600	456,400	411,600	375,800	353,400	331,000	
ジャマイカ		680,000	660,000	619,800	597,200	574,600	504,100	436,200	385,900	340,700	312,800	290,200	267,600	
スリナム		770,000	740,000	696,700	671,000	645,300	565,600	488,500	432,000	380,600	349,700	324,000	298,400	
セントクリストファー・ネイビス		680,000	660,000	615,900	592,400	568,900	497,000	426,500	376,800	329,800	303,600	280,100	256,700	
セントビンセント	710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600		
セントルシア	710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600		
トリニダード	670,000	650,000	603,900	579,700	555,600	483,100	410,600	362,300	314,000	289,900	265,700	241,600		
トリニダード・トバゴ	710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600		
ニカラグア	790,000	760,000	722,500	699,200	675,900	599,400	529,600	469,600	423,000	386,400	363,100	339,800		
ハイチ	940,000	910,000	869,300	844,700	820,100	734,100	660,300	586,900	537,700	488,900	464,300	439,800		

バチヤ	610,000	590,000	555,500	534,400	513,300	448,700	385,500	340,600	298,400	274,700	253,600	232,500
ババヤ	690,000	670,000	625,300	602,500	579,600	508,500	440,000	389,200	343,500	315,500	292,600	269,800
バラダア	610,000	590,000	553,900	533,900	514,000	451,400	391,400	346,400	306,400	281,200	261,200	241,300
バルバドス	710,000	690,000	647,200	623,500	599,700	526,000	454,900	402,300	354,900	326,000	302,300	278,600
ブラジル	750,000	720,000	676,400	650,500	624,500	545,400	467,700	413,100	361,300	332,700	306,800	280,900
ベネズエラ	720,000	700,000	652,700	628,700	604,800	530,400	458,600	405,600	357,800	328,600	304,700	280,800
ペルー	730,000	710,000	663,700	639,300	614,900	539,200	466,100	412,200	363,500	333,900	309,500	285,200
ポリビア	750,000	720,000	681,900	657,900	634,000	558,200	486,400	430,600	382,800	350,800	326,900	303,000
ホンジュラス	790,000	760,000	724,800	702,800	680,900	606,700	540,800	480,100	436,200	397,500	375,600	353,600
メキシコ	750,000	720,000	681,900	657,900	634,000	558,200	486,400	430,600	382,800	350,800	326,900	303,000
欧州	710,000	690,000	643,400	618,800	594,200	519,000	445,200	393,300	344,100	316,800	292,200	267,700
アイスランド	940,000	900,000	840,000	806,400	772,800	672,000	571,200	504,000	436,800	403,200	369,600	336,000
アイルランド	810,000	780,000	730,100	700,900	671,700	584,100	496,500	438,100	379,700	350,500	321,300	292,100
アゼルバイジャン	790,000	760,000	714,900	689,600	664,400	584,600	508,800	450,400	399,900	366,700	341,400	316,200
アルバニア	950,000	910,000	857,600	826,700	795,700	698,800	605,900	536,100	474,100	435,200	404,200	373,300
アルメニア	850,000	820,000	769,800	742,300	714,900	628,500	546,200	483,400	428,500	393,000	365,600	338,100
アンドラ	780,000	750,000	697,300	669,400	641,500	557,800	474,100	418,400	362,600	334,700	306,800	278,900
イタリヤ	850,000	770,000	713,800	685,200	656,700	571,000	485,400	428,300	371,200	342,600	314,100	285,500
ウクライナ	770,000	750,000	703,900	679,100	654,200	575,800	501,400	443,800	394,200	361,400	336,600	311,800
ウズベキスタン	630,000	610,000	577,600	557,900	538,100	474,800	415,500	368,100	328,500	300,800	281,000	261,300
英国	990,000	840,000	779,600	748,400	717,300	623,700	530,100	467,800	405,400	374,200	343,000	311,900
エストニア	770,000	750,000	698,300	671,500	644,700	562,900	482,500	426,300	372,700	343,200	316,400	289,600
オーストリア	860,000	780,000	724,600	695,600	666,700	579,700	492,700	434,800	376,800	347,800	318,800	289,900
オランダ	770,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
カザフスタン	870,000	840,000	793,800	767,600	741,500	656,400	578,000	512,400	460,100	420,600	394,400	368,300
キプロス	760,000	730,000	680,800	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	328,800	299,500	272,300
ギリシヤ	760,000	730,000	680,800	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	328,800	299,500	272,300
キルギス	870,000	840,000	793,800	767,600	741,500	656,400	578,000	512,400	460,100	420,600	394,400	368,300
グルジア	790,000	760,000	714,900	689,600	664,400	584,600	508,800	450,400	399,900	366,700	341,400	316,200
クロアチヤ	750,000	720,000	669,800	643,000	616,200	535,800	455,400	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900
サンマリノ	790,000	770,000	713,800	685,200	656,700	571,000	485,400	428,300	371,200	342,600	314,100	285,500
スイス	760,000	740,000	686,300	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500

スウエーデン	830,000	800,000	746,600	716,800	686,900	597,300	507,700	448,000	388,200	358,400	328,500	298,700
スペイン	760,000	740,000	686,300	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
スロバキア	790,000	770,000	713,800	685,200	656,700	571,000	485,400	428,300	371,200	342,600	314,100	285,500
スロベニア	710,000	690,000	642,400	616,700	591,000	513,900	436,800	385,400	334,000	308,300	282,600	257,000
セルビア	910,000	880,000	822,900	792,200	761,400	666,600	574,400	507,800	446,300	410,300	379,600	348,900
タジキスタン	760,000	740,000	702,800	681,700	660,600	589,100	525,900	466,900	424,700	387,000	365,900	344,800
チエコ	740,000	710,000	664,300	637,700	611,100	531,400	451,700	398,600	345,400	318,800	292,300	265,700
デンマーク	820,000	790,000	735,600	706,200	676,800	588,500	500,200	441,400	382,500	353,100	323,700	294,300
ドイツ	870,000	740,000	686,300	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
トルクメニスタン	890,000	860,000	810,300	783,500	756,700	669,600	589,200	522,300	468,700	428,500	401,700	374,900
ノルウェー	890,000	860,000	801,500	769,400	737,400	641,200	545,000	480,900	416,800	384,700	352,700	320,600
バチカン	790,000	770,000	713,800	685,200	656,700	571,000	485,400	428,300	371,200	342,600	314,100	285,500
ハンガリー	770,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
フィンランド	820,000	790,000	735,600	706,200	676,800	588,500	500,200	441,400	382,500	353,100	323,700	294,300
フランス	890,000	750,000	697,300	669,400	641,500	557,800	474,100	418,400	362,600	334,700	306,800	278,900
ブルガリア	770,000	740,000	692,800	666,200	639,600	558,500	478,800	423,000	369,800	340,500	314,000	287,400
ペルルーシ	770,000	740,000	698,400	673,800	649,200	571,400	497,600	440,500	391,300	358,700	334,100	309,600
ベルギー	780,000	750,000	702,800	674,600	646,500	562,200	477,900	421,700	365,400	337,300	309,200	281,100
ポーランド	730,000	700,000	653,300	627,100	601,000	522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300
ボスニア・ヘルツェゴビナ	830,000	810,000	758,800	731,700	704,700	619,700	538,700	476,800	422,700	387,700	360,700	333,700
ホルトガル	760,000	730,000	680,800	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	860,000	830,000	775,100	745,300	715,400	624,400	534,800	472,400	412,600	380,100	350,200	320,400
マルタ	770,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
モナコ	780,000	750,000	697,300	669,400	641,500	557,800	474,100	418,400	362,600	334,700	306,800	278,900
モルドバ	770,000	740,000	698,400	673,800	649,200	571,400	497,600	440,500	391,300	358,700	334,100	309,600
モンテネグロ	910,000	880,000	822,900	792,200	761,400	666,600	574,400	507,800	446,300	410,300	379,600	348,900
ラトビア	740,000	710,000	665,400	639,900	614,400	536,600	460,200	406,500	355,600	327,400	301,900	276,500
リトアニア	780,000	750,000	703,800	676,700	649,700	567,300	486,300	429,600	375,500	345,800	318,800	291,800
リヒテンシュタイン	770,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
ルーマニア	770,000	740,000	692,800	666,200	639,600	558,500	478,800	423,000	369,800	340,500	314,000	287,400
ルクセンブルク	760,000	730,000	680,800	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
ロシア	980,000	790,000	740,600	713,100	685,700	600,700	518,400	458,400	403,500	370,800	343,400	315,900

官 報 (号 外)

中東	アラビヤ	1,060,000	1,040,000	988,800	962,600	936,500	842,200	763,800	679,600	627,300	569,200	543,000	516,900
	アラブ首長国連邦	670,000	650,000	605,000	581,900	558,900	488,300	419,100	370,300	324,200	298,400	275,400	252,300
	イエメン	800,000	780,000	741,300	718,700	696,100	619,900	552,000	490,000	444,800	405,400	382,800	360,200
	イエラエル	790,000	720,000	674,700	649,900	625,000	548,000	473,600	418,800	369,200	339,200	314,400	289,600
	イラク	1,090,000	1,060,000	1,010,800	983,700	956,700	859,800	778,800	692,800	638,700	579,700	552,700	525,700
	イラン	840,000	820,000	771,900	746,600	721,400	638,900	563,100	499,200	448,700	410,100	384,800	359,600
	オマーン	630,000	610,000	572,000	550,300	528,500	461,900	396,700	350,500	307,000	282,600	260,800	239,100
	カタール	690,000	670,000	625,300	602,500	579,600	508,500	440,000	389,200	343,500	315,500	292,600	269,800
	クウェート	720,000	700,000	660,000	636,900	613,900	540,700	471,500	417,500	371,400	340,300	317,300	294,200
	サウジアラビア	770,000	750,000	713,800	692,300	670,800	597,900	533,300	473,500	430,500	392,200	370,700	349,200
	シリア	690,000	670,000	632,500	610,500	588,600	518,700	452,800	401,000	357,100	327,100	305,200	283,200
	トルコ	880,000	850,000	797,100	766,400	735,600	642,000	549,800	485,600	424,100	390,600	359,900	329,200
	バーレーン	680,000	660,000	619,800	597,200	574,600	504,100	436,200	385,900	340,700	312,800	290,200	267,600
	ヨルダン	650,000	620,000	586,800	565,500	544,200	477,700	413,800	366,100	323,500	297,000	275,700	254,400
	レバノン	730,000	710,000	665,500	642,200	618,900	545,100	475,300	420,800	374,200	343,000	319,700	296,400
アフリカ	アルジェリア	730,000	710,000	665,500	642,200	618,900	545,100	475,300	420,800	374,200	343,000	319,700	296,400
	アンゴラ	990,000	970,000	918,700	892,100	865,500	773,600	693,900	616,600	563,400	512,600	486,100	459,500
	ウガンダ	790,000	770,000	727,900	704,400	680,900	603,700	533,200	472,800	425,800	388,900	365,400	342,000
	エジプト	690,000	620,000	586,800	565,500	544,200	477,700	413,800	366,100	323,500	297,000	275,700	254,400
	エチオピア	810,000	780,000	738,900	714,900	691,000	612,500	540,700	479,400	431,600	394,200	370,300	346,400
	エリトリア	800,000	780,000	733,400	709,700	685,900	608,100	537,000	476,100	428,700	391,600	367,900	344,200
	ガーナ	850,000	820,000	779,700	755,500	731,400	650,600	578,100	513,000	464,700	423,900	399,700	375,600
	カーボヴェルデ	870,000	850,000	799,300	772,900	746,600	660,800	581,800	515,700	463,000	423,200	396,900	370,500
	ガボン	910,000	880,000	832,300	804,600	776,900	687,200	604,200	535,500	480,100	439,000	411,400	383,700
	カメルーン	920,000	890,000	845,600	818,800	792,000	703,300	622,900	552,600	499,000	455,500	428,700	401,900
	ガンビア	870,000	850,000	799,300	772,900	746,600	660,800	581,800	515,700	463,000	423,200	396,900	370,500
	ギニア	940,000	910,000	869,300	844,700	820,100	734,100	660,300	586,900	537,700	488,900	464,300	439,800
	ギニアビサウ	870,000	840,000	793,800	767,600	741,500	656,400	578,000	512,400	460,100	420,600	394,400	368,300
	ケニア	780,000	750,000	709,400	684,300	659,300	580,200	505,100	447,100	397,100	364,000	339,000	314,000
	コートジボワール	930,000	910,000	856,600	829,300	802,100	712,100	630,400	559,200	504,700	460,800	433,500	406,300
	コモロ	680,000	650,000	614,300	591,900	569,500	499,700	432,500	382,600	337,800	310,200	287,800	265,400
	コンゴ共和国	920,000	890,000	837,800	809,900	782,000	691,600	607,900	538,800	483,000	441,700	413,800	385,900
	コンゴ民主共和国	980,000	950,000	902,300	876,400	850,400	760,500	682,800	606,700	554,900	504,800	478,900	453,000
	サントメ・プリンシペ	900,000	870,000	821,300	794,000	766,800	678,400	596,700	528,900	474,400	433,800	406,500	379,300

ザンビア	820,000	800,000	755,400	730,800	706,200	625,700	551,900	489,300	440,100	402,100	377,500	353,000
シエラレオネ	810,000	780,000	738,900	714,900	691,000	612,500	540,700	479,400	431,600	394,200	370,300	346,400
ジブチ	810,000	780,000	738,900	714,900	691,000	612,500	540,700	479,400	431,600	394,200	370,300	346,400
ジンバブエ	820,000	790,000	749,900	725,500	701,100	621,300	548,200	486,000	437,300	399,500	375,100	350,800
ヌーダン	820,000	790,000	752,300	729,200	706,200	628,700	559,500	496,600	450,500	410,700	387,700	364,600
スワジランド	690,000	670,000	630,800	607,700	584,700	512,900	443,700	392,500	346,400	318,100	295,100	272,000
セーシェル	750,000	730,000	680,200	655,100	630,100	552,400	477,300	422,100	372,100	341,800	316,800	291,800
赤道ギニア	920,000	890,000	837,800	809,900	782,000	691,600	607,900	538,800	483,000	441,700	413,800	385,900
セネガル	870,000	850,000	799,300	772,900	746,600	660,800	581,800	515,700	463,000	423,200	396,900	370,500
ソマリア	840,000	820,000	771,900	746,600	721,400	638,900	563,100	499,200	448,700	410,100	384,800	359,600
タンザニア	830,000	810,000	763,200	739,700	716,200	637,400	566,900	503,100	456,100	415,900	392,400	369,000
チャド	890,000	860,000	815,800	788,700	761,700	674,000	593,000	525,600	471,500	431,100	404,100	377,100
中央アフリカ	920,000	890,000	845,600	818,800	792,000	703,300	622,900	552,600	499,000	455,500	428,700	401,900
チュニジア	610,000	590,000	555,500	534,400	513,300	448,700	385,500	340,600	298,400	274,700	253,600	232,500
トーゴ	890,000	860,000	815,800	788,700	761,700	674,000	593,000	525,600	471,500	431,100	404,100	377,100
ナイジェリア	980,000	950,000	902,300	876,400	850,400	760,500	682,800	606,700	554,900	504,800	478,900	453,000
ナミビア	700,000	680,000	636,300	613,000	589,700	517,300	447,500	395,800	349,200	320,800	297,500	274,200
ニジェール	880,000	850,000	804,800	778,200	751,600	665,200	585,500	519,000	465,800	425,800	399,300	372,700
ブルキナファソ	930,000	900,000	851,100	824,000	797,000	707,700	626,700	555,900	501,800	458,100	431,100	404,100
ブルンジ	840,000	820,000	771,900	746,600	721,400	638,900	563,100	499,200	448,700	410,100	384,800	359,600
ベナン	890,000	860,000	815,800	788,700	761,700	674,000	593,000	525,600	471,500	431,100	404,100	377,100
ボツワナ	790,000	770,000	727,900	704,400	680,900	603,700	533,200	472,800	425,800	388,900	365,400	342,000
マダガスカル	760,000	740,000	700,500	678,100	655,700	581,800	514,600	456,400	411,600	375,800	353,400	331,000
マラウイ	860,000	830,000	790,700	766,100	741,500	659,400	585,600	519,600	470,400	429,100	404,500	380,000
マリ	910,000	890,000	840,100	813,500	786,900	698,900	619,200	549,300	496,100	452,800	426,300	399,700
南アフリカ共和国	740,000	670,000	630,800	607,700	584,700	512,900	443,700	392,500	346,400	318,100	295,100	272,000
モーリシャス	670,000	650,000	608,800	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
モリタニア	910,000	880,000	834,600	808,200	781,900	694,500	615,500	546,000	493,300	450,200	423,900	397,500
モザンビーク	810,000	790,000	746,800	724,000	701,100	624,300	555,800	493,300	447,600	408,100	385,200	362,400
モロッコ	640,000	620,000	583,000	560,800	538,600	470,700	404,200	357,100	312,700	287,900	265,700	243,500
リビア	650,000	630,000	594,100	573,700	553,300	488,000	426,700	378,000	337,100	308,700	288,300	267,900
リベリア	830,000	810,000	768,700	745,000	721,200	641,800	570,700	506,400	459,000	418,600	394,900	371,200
ルワンダ	840,000	820,000	771,900	746,600	721,400	638,900	563,100	499,200	448,700	410,100	384,800	359,600
レソト	690,000	670,000	630,800	607,700	584,700	512,900	443,700	392,500	346,400	318,100	295,100	272,000

平成二十年四月十日 衆議院会議録第二十号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二 総領事館

地域	所在地	総領事	号別								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
アジア	コルカタ	730,000	714,900	691,000	612,500	540,700	479,400	431,600	394,200	370,300	346,400
	チェンナイ	670,000	652,700	628,900	553,800	482,700	427,300	379,900	348,200	324,500	300,800
	ムンバイ	700,000	652,700	628,900	553,800	482,700	427,300	379,900	348,200	324,500	300,800
	ジャカルタ	600,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	スラバヤ	630,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	デングパサル	600,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	マカッサル	600,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	メダン	600,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200
	チェンライ	470,000	458,500	439,400	382,100	324,800	286,600	248,400	229,300	210,200	191,100
	済州	620,000	574,400	550,500	478,700	406,900	359,000	311,200	287,200	263,300	239,400
	釜山	620,000	574,400	550,500	478,700	406,900	359,000	311,200	287,200	263,300	239,400
	広州	620,000	574,400	550,500	478,700	406,900	359,000	311,200	287,200	263,300	239,400
	上海	650,000	600,800	575,800	500,700	425,600	375,500	325,500	300,400	275,400	250,400
	重慶	670,000	628,700	604,800	530,400	458,600	405,600	357,800	328,600	304,700	280,800
	瀋陽	650,000	613,000	589,700	517,300	447,500	395,800	349,200	320,800	297,500	274,200
	青島	630,000	606,100	580,900	505,100	429,300	378,800	328,300	303,100	277,800	252,600
	香港	610,000	569,200	545,400	474,300	403,200	355,700	308,300	284,600	260,900	237,200
カラチ	790,000	745,000	721,200	641,800	570,700	506,400	459,000	418,600	394,900	371,200	
マニラ	530,000	518,100	498,800	438,200	380,200	336,500	297,800	273,300	254,000	234,700	
ホーチミン	630,000	586,600	564,400	495,300	428,800	379,300	334,900	307,600	285,400	263,200	
コタキナバル	500,000	487,000	467,900	409,200	351,900	311,000	272,800	251,000	231,900	212,800	
ベナン	470,000	453,200	434,400	377,700	321,000	283,300	245,500	226,600	207,700	188,900	
大洋州	シドニー	680,000	632,400	606,100	527,000	448,000	395,300	342,600	316,200	289,900	263,500
	ハース	640,000	622,000	596,000	518,300	440,600	388,700	336,900	311,000	285,100	259,200
	オースペン	670,000	622,000	596,000	518,300	440,600	388,700	336,900	311,000	285,100	259,200
	メルボルン	670,000	627,100	601,000	522,600	444,200	392,000	339,700	313,600	287,400	261,300
	オークランド	650,000	632,400	606,100	527,000	448,000	395,300	342,600	316,200	289,900	263,500
ポートモレスビー	790,000	771,400	746,500	663,800	589,400	522,900	473,300	431,800	407,000	382,200	
北米	アトランタ	540,000	505,900	484,800	421,600	358,400	316,200	274,000	253,000	231,900	210,800
	サンフランシスコ	590,000	548,200	525,300	456,800	388,300	342,600	296,900	274,100	251,200	228,400
	シアトル	550,000	511,200	489,900	426,000	362,100	319,500	276,900	255,600	234,300	213,000

	シカゴ	570,000	532,300	510,100	443,600	377,100	332,700	288,300	266,200	244,000	221,800
	デトロイト	540,000	505,900	484,800	421,600	358,400	316,200	274,000	253,000	231,900	210,800
	フィニー	540,000	527,000	505,100	439,200	373,300	329,400	285,500	263,500	241,600	219,600
	チツシユビル	540,000	505,900	484,800	421,600	358,400	316,200	274,000	253,000	231,900	210,800
	ニューヨーク	680,000	585,000	560,600	487,500	414,400	365,600	316,900	292,500	268,100	243,800
	ハガツニヤ	540,000	521,800	500,000	434,800	369,600	326,100	282,600	260,900	239,100	217,400
	レユーストン	570,000	532,300	510,100	443,600	377,100	332,700	288,300	266,200	244,000	221,800
	ボートランド	510,000	490,200	469,800	408,500	347,200	306,400	265,500	245,100	224,700	204,300
	ボストン	590,000	548,200	525,300	456,800	388,300	342,600	296,900	274,100	251,200	228,400
	ホノルル	580,000	542,900	520,300	452,400	384,500	339,300	294,100	271,400	248,800	226,200
	ハワイ	570,000	527,000	505,100	439,200	373,300	329,400	285,500	263,500	241,600	219,600
	ロサンゼルス	580,000	537,600	515,200	448,000	380,800	336,000	291,200	268,800	246,400	224,000
	カルガリー	660,000	637,700	611,100	531,400	451,700	398,600	345,400	318,800	292,300	265,700
	トロント	700,000	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
	バンクーバー	700,000	648,200	621,200	540,200	459,200	405,200	351,100	324,100	297,100	270,100
	モントリオール	660,000	643,000	616,200	535,800	455,400	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900
中南米	クリチバ	640,000	616,700	591,000	513,900	436,800	385,400	334,000	308,300	282,600	257,000
	サンパウロ	730,000	682,000	654,800	571,700	490,000	432,900	378,400	348,500	321,200	294,000
	ベレン	690,000	671,000	645,300	565,600	488,500	432,000	380,600	349,700	324,000	298,400
	マナウス	720,000	700,200	674,500	593,400	516,300	457,000	405,600	371,900	346,200	320,600
	リオデジヤネイロ	730,000	686,700	660,400	578,700	499,700	441,900	389,200	357,600	331,300	304,900
	レシフェ	690,000	671,000	645,300	565,600	488,500	432,000	380,600	349,700	324,000	298,400
	リマ	680,000	657,900	634,000	558,200	486,400	430,600	382,800	350,800	326,900	303,000
欧州	ミラノ	750,000	700,900	671,700	584,100	496,500	438,100	379,700	350,500	321,300	292,100
	エディンバラ	740,000	711,500	681,800	592,900	504,000	444,700	385,400	355,700	326,100	296,500
	ロンドン	770,000	748,400	717,300	623,700	530,100	467,800	405,400	374,200	343,000	311,900
	ジュネーブ	690,000	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
	バルセロナ	690,000	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700
	ブリュッセル	700,000	653,500	626,300	544,600	462,900	408,500	354,000	326,800	299,500	272,300
	ハンブルク	680,000	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
	フランクフルト	710,000	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
	ミュンヘン	680,000	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
	ストラスブール	710,000	658,800	631,400	549,000	466,700	411,800	356,900	329,400	302,000	274,500
	ワルセユ	660,000	643,000	616,200	535,800	455,400	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900

中東	ウラジオストク	790,000	742,300	714,900	628,500	546,200	483,400	428,500	393,000	365,600	338,100
	サンクトペテルブルク	740,000	713,100	685,700	600,700	518,400	458,400	403,500	370,800	343,400	315,900
	ハバロフスク	790,000	742,300	714,900	628,500	546,200	483,400	428,500	393,000	365,600	338,100
三 政府代表部	ユジノサハリンスク	850,000	799,300	771,900	682,800	600,500	532,200	477,300	436,400	409,000	381,500
	ドバイ	610,000	587,200	563,900	492,700	422,900	373,600	327,000	301,100	277,800	254,500
	ジッダ	680,000	662,300	640,500	568,600	503,400	446,500	403,000	367,900	346,100	324,400
	イスタンブール	750,000	727,300	697,000	606,100	515,200	454,600	394,000	363,700	333,400	303,100

地域	所在地	号 別																				
		大	公	使	特	号	1	号	2	号	3	号	4	号	5	号	6	号	7	号	8	号
北米	ニューヨーク (国際連合)	780,000	650,000	609,400	585,000	560,600	487,500	414,400	365,600	316,900	292,500	268,100	243,800									
	モントリオール (国際民間航空機関)	750,000	720,000	669,800	643,000	616,200	535,800	455,400	401,900	348,300	321,500	294,700	267,900									
	ウイーン (在ウイーン国際機関)	810,000	780,000	724,600	695,600	666,700	579,700	492,700	434,800	376,800	347,800	318,800	289,900									
欧州	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	880,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700									
	(軍縮会議 パリ)	770,000	740,000	691,800	664,100	636,400	553,400	470,400	415,100	359,700	332,000	304,400	276,700									
	(経済協力開発機構 国際連合教育科学文化機関)	830,000	750,000	697,300	669,400	641,500	557,800	474,100	418,400	362,600	334,700	306,800	278,900									
	ブリュッセル (欧州連合)	780,000	750,000	697,300	669,400	641,500	557,800	474,100	418,400	362,600	334,700	306,800	278,900									
		840,000	750,000	702,800	674,600	646,500	562,200	477,900	421,700	365,400	337,300	309,200	281,100									

別表第三 研修員手当(第十九条関係)

号	別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
手	当	額	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700
16	号	17	号	18	号	19	号	20	号	21	号	22	号	23	号	24	号
342,700	円	320,700	円	298,700	円	276,700	円	254,700	円	232,700	円	210,700	円	188,700	円	166,700	円

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の学校に就学し、施行日においてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「旧法」という。)

第六条第五項の規定を適用することとならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者(以下「旧法下での年少子女」という。)に係る子女教育手当の月額については、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「新法」という。)

第十五条の二第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額が、旧法第十五条の二第二項又は第三項の規定を適用したならば支給されることとなる子女教育手当の月額(以下「旧法による支給額」という。)に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該旧法下での年少子女が施行日に所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

理 由

在外公館として在青島日本国総領事館等を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員について、その在勤基本手当の基準額の改定、子女教育手当に関する支給年齢要件等の見直しを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設等を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 在青島及び在ナツシユビルの各日本国総領事館を新設するとともに、これらの総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 2 在マカッサル日本国総領事館を廃止すること。
- 3 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 4 子女教育手当の支給年齢要件及び支給加算限度額を改定すること。
- 5 住居手当の支給要件を改定すること。

6 研修員手当の支給額を改定すること。

7 この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。ただし、在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十年度一般会計予算外務省所管のなかに、約二十九億九千二百三万円が計上されている。
右報告する。

平成二十年四月九日

外務委員長 平沢 勝栄

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)〇等

1 この法律は、公布の日平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル

ル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「新法」という。)

第六項、第十五条の二第二項、別表第二並びに別表第三の規定は、平成二十年四月一日から適用する。
(経過措置)

2³ この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

の前日から引き続き同一の学校に就学し、同年四月一日施行日においてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「旧法」という。)

第六項第五項の規定を適用することとならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者(以下「旧法下での年少子女」という。)に係る子女教育手当の月額については、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「新法」という。)

第十五条の二第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額〇が、旧法第十五条の二第二項又は第三項の規定を適用したならば支給されることとなる子女教育手当の月額(以下「旧法による支給額」という。)に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該旧法下での年少子女が施行日同日に所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

4 平成二十年四月一日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間のいずれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した新法第六条第五項に規定する年少子女であつて、当該日において旧法下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、新法による支給額が旧法による支給額に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、旧法による支給額とする。

(別紙)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に

勤務する外務公務員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案に対する附帯決議

一日も早い解決を迫られる北朝鮮拉致問題やその目途が見えない北朝鮮やイランの核問題、混乱し続けるイラク情勢、アフガニスタン情勢等、国際情勢は不透明さを増しており、これら問題解決の遅れは更なる地域の不安定化を招来することになる。今、我が国に求められるのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、これら諸問題に毅然と対応する外交力である。そのためにも、我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が急がれる。他方、今日、サブプライムローンによる基軸通貨としてのドルに対する信頼が揺らぎ、エネルギーや食料などの価格上昇もあり、我が国経済は先行き不透明感が強まる一方、財政事情は依然として厳しい。外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止めるとともに、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。これらを踏まえ、政府

は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一 我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。

一 在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、危機管理体制の機能拡充に努めること。

一 我が国の厳しい財政事情を厳粛に受けとめ、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。

一 在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上で必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情に鑑み、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。特に為替変動による在外基本手当の見直しについては、直近のデータを基に見直しすること。

一 国際社会のグローバル化による海外渡航者や在留邦人の増加とともに領事業務の重要性が高まっていることに鑑み、邦人の活動環境を向上させるための国民の視点に立った領事サービスの向上に努めること。

一 外務省においては、総務省の行政評価・監視

結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。

一 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

右決議する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案

右
国会に提出する。
平成二十年二月五日
内閣総理大臣 福田 康夫

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 遺留分に関する民法の特例(第三条―
第十一条)
第三章 支援措置(第十二条―第十五条)
第四章 雑則(第十六条)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を

提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、遺留分に関し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講ずることにより、中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属す

る事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業、次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第二章 遺留分に関する民法の特例 (定義)

第三条 この章において「特例中小企業者」とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行つてゐるものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)をいう。

2 この章において「旧代表者」とは、特例中小企業者の代表者であつた者(代表者である者を含む)であつて、その推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ。)のうち少なくとも一人に対して

当該特例中小企業者の株式等(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。)又は持分をいう。以下同じ。)の贈与をしたものをいう。

3 この章において「後継者」とは、旧代表者の推定相続人のうち、当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者又は当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であつて、当該特例中小企業者の株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総社員の議決権の過半数を有し、かつ、当該特例中小企業者の代表者であるものをいう。(後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等)

第四条 旧代表者の推定相続人は、そのうちの一人が後継者である場合には、その全員の合意をもつて、書面により、次に掲げる内容の定めをすることができる。ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超えたる数となる場合は、この限りでない。

一 当該後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部に

ついて、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

二 前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時ににおける価額(弁護士、弁護士法人、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む)、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限り。)とすること。

2 次に掲げる者は、前項第二号に規定する証明をすることができない。

- 一 旧代表者
- 二 後継者
- 三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

3 旧代表者の推定相続人は、第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもつて、書面により、次に掲げる場合に後継者以外の推定相続人がとることができる措置に関する定めをしなければならない。

- 一 当該後継者が第一項の規定による合意の対象とした株式等を処分する行為をした場合
- 二 旧代表者の生存中に当該後継者が当該特例中小企業者の代表者として経営に従事しなくなつた場合

(後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等)

第五条 旧代表者の推定相続人は、前条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもつて、書面により、後継者が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産(当該特例中小企業者の株式等を除く。)の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

第六条 旧代表者の推定相続人が、第四条第一項の規定による合意をする際に、併せて、その全員の合意をもつて、当該推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によつてしなければならない。

2 旧代表者の推定相続人は、前項の規定による合意として、後継者以外の推定相続人が当該旧代表者からの贈与又は当該贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した財産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

(経済産業大臣の確認)

第七条 第四条第一項の規定による合意(前二条の規定による合意をした場合)にあつては、同項及び前二条の規定による合意。以下この条において同じ。)をした後継者は、次の各号のいずれにも該当することについて、経済産業大臣の確

認を受けることができる。

一 当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。

二 申請をした者が当該合意をした日において後継者であったこと。

三 当該合意をした日において、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該合意の対象とした株式等を除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の百分の五十以下の数であったこと。

四 第四条第三項の規定による合意をしていること。

2 前項の確認の申請は、経済産業省令で定めるところにより、第四条第一項の規定による合意をした日から一月以内に、次に掲げる書類を添付した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

- 一 当該合意の当事者の全員の署名又は記名押印のある次に掲げる書面
- イ 当該合意に関する書面
- ロ 当該合意の当事者の全員が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るために当該合意をした旨の記載がある書面

二 第四条第一項第二号に掲げる内容の定めをした場合においては、同号に規定する証明を記載した書面

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める書類

3 第四条第一項の規定による合意をした後継者が死亡したときは、その相続人は、第一項の確認を受けることができない。

4 経済産業大臣は、第一項の確認を受けた者について、偽りその他不正の手段によりその確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。

(家庭裁判所の許可)

第八条 第四条第一項の規定による合意、第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあっては、第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意は、前条第一項の確認を受けた者が当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

2 家庭裁判所は、前項に規定する合意が当事者の全員の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを許可することができない。

3 前条第一項の確認を受けた者が死亡したときは、その相続人は、第一項の許可を受けることができない。

(合意の効力)

第九条 前条第一項の許可があつた場合には、民法第九百二十九条第一項の規定及び同法第九百四十四条において準用する同法第九百三十三条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第一号に掲げる内容の定めに係る株式等並びに第五条及び第六条第二項の規定による合意に係る財産の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないものとする。

2 前条第一項の許可があつた場合における第四条第一項第二号に掲げる内容の定めに係る株式等について遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額は、当該定めをした価額とする。

3 前二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する合意は、旧代表者がした遺贈及び贈与について、当該合意の当事者(民法第八百八十七条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定により当該旧代表者の相続人となる者(次条第四号において「代襲者」という。)を含む。次条第三号において同じ。以外の者に対してする減殺に影響を及ぼさない。

(合意の効力の消滅)

第十条 第八条第一項に規定する合意は、次に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

- 一 第七条第一項の確認が取り消されたこと。
- 二 旧代表者の生存中に後継者が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたこと。
- 三 当該合意の当事者以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となったこと。

四 当該合意の当事者の代襲者が旧代表者の養子となったこと。

(家事審判法の適用)

第十一条 第八条第一項の許可は、家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第三章 支援措置 (経済産業大臣の認定)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に該当することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 会社である中小企業者(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)
- 二 当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者(代表者であつた者を含む。)
- 三 又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。
- 四 個人である中小企業者 他の個人である中小企業者の死亡等に起因する当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、当該他の個人である中小企業者の資産のうち当該個人である中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じて

2 前項の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、経営承継関連

保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)の事業に必要な資金に係るものをいう。)を受けた認定中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条に規定する経営承継関連保証(以下「経営承継関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営承継関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金額のうち	経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうちの
第三条の三第二項	当該債務者	経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
	当該保証をした	経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした

(株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例)

第十四条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条の規定にかかわらず、認定中小企業者(第十二条第一項第一号に掲げる中小企業者に限る。)の代表者に対し、当該代表者が相続により承継した債務であつて当該認定中小企業者の事業の実施に不可欠な資産を担保とする借入れに係るものの弁済資金その他の当該代表者が必要とする資金であつて当該認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるものうち別表の上欄に掲げる資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による別表の上欄に掲げる資金の貸付けは、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる業務とみなす。

(指導及び助言)

第十五条 経済産業大臣は、中小企業者であつて、その代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、従業員数の減少を伴う事業の規模の縮小又は信用状態の低下等によつて当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じることを防止するために、多様な分野における事業の展開、人材の育成及び資金の確保に計画的に取り組む

ことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものの経営に従事する者に対して、必要な指導及び助言を行うものとする。

第四章 雑則

(権限の委任)

第十六条 この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(相続税の課税についての措置)

第二条 政府は、平成二十年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、その事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第十四条関係

一 小口の資金	株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一号の規定による同法別表第一第一号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項の業務
二 農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金	株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一号の規定による同法別表第一第八号の下欄のチ、ヲ若しくはタに掲げる資金の貸付けの業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項の業務
三 長期の資金(前号に掲げるものを除く。)	株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一号の規定による同法別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項の業務

理由

我が国の経済の基盤を形成している中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、中小企業における経営の承継の円滑化を図るため、遺留分に関し民法の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の経済の基盤を形成している

中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、中小企業における経営の承継の円滑化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本法の目的を、遺留分に関し民法の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講ずることにより、中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することとする。

2 この法律における「中小企業者」の定義をするとともに、遺留分に関する民法の特例にお

ける「特例中小企業者」、「旧代表者」及び「後継者」の定義をすること。

3 後継者を含む旧代表者の推定相続人(兄弟姉妹を除く)は、その全員の合意をもって、書面により、当該後継者が当該旧代表者からの贈与等により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと又は遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時ににおける価額とすることができるとすること。

4 3の合意をした後継者は、当該合意をした日から一月以内に経済産業大臣に申請することにより、当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること等についての経済産業大臣の確認を受けることができるものとする。

5 3の合意は、経済産業大臣の確認を受けた者が当該確認を受けた日から一月以内にした申立てにより、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずるものとする。

6 中小企業者(上場している会社を除く)は、経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていると認められることについて、経済産業大臣の認定を受けることができるものとする。

7 経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)については、中小企業信用保険法における保険の付保限度額の別枠化の措置及び株式会社日本政策金融公庫法等における認定中小企業者(会社であるものに限る。)の代表者に対する資金の貸付を行うことができる措置を講ずるものとする。

8 この法律は、平成二十年十月一日から施行するものとする。ただし、遺留分に関する民法の特例の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

9 政府は、平成二十年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴いその事業活動の継続に支障が生じること防止するため、相続税の課税について必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由
 本案は、中小企業における経営の承継の円滑化を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十年四月九日
 経済産業委員長 東 順治
 衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、中小企業がその活力ある事業活動を継続しつつ経営が円滑に承継されていくことが我が国の経済の持続的な発展を図る上で極めて重要であることにかんがみ、次の諸点について適切に措置すべきである。

一 相続税の課税についての必要な措置のあり方については、中小企業や本委員会での非上場自社株式に係る納税猶予割合を一〇〇％に引き上げるなどの要望をふまえて、新たに創設される納税猶予制度について、経営の承継が一層円滑なものとなるよう引き続き検討を行うこと。

また、中小企業への相続税の課税方式の変更等今後の相続税制の見直しに当たっては、中小企業のこれまでの取り組みや意見を十分踏まえながら本法の趣旨が損なわれることのないよう留意すること。

二 相続税の納税猶予制度に係る適用要件等の具体的な検討に当たっては、租税回避行為の防止に留意しつつ、事業継続期間中における合併再編等中小企業の活発な経営戦略に支障が出ることはないよう、中小企業の経営の実態に即して可能な限りその具体化に努めるとともに、施策内容について関係中小企業者等に対し早期の情報提供に努めること。

なお、雇用の確保を条件とするに当たり、当

該中小企業の労働者の権利が不当に損なわれることのないよう、政府の適時の確認手続きを設けるなどその確保に万全を期すこと。

三 遺留分に関する民法の特例措置について、当事者間の合意が適正になされ、経済産業大臣及び家庭裁判所に係る諸手続きが円滑になされるよう関係部局に趣旨が徹底されとともに、その手続方法等についても具体的な例示等を用いるなど中小企業に十分理解されるよう周知徹底に努めること。併せて、中小企業の具体的な取り組みに資するよう指導・助言等の十分な支援を行うこと。

また、当該措置の今後の実施状況等を踏まえ必要に応じて見直しを行うなど柔軟な運用に努めること。

四 中小企業における経営人材の円滑な登用を促進する観点から、親族外への経営の承継に対する支援について、その一層の円滑化が図られるよう予算面の措置や金融支援を含め、総合的な取り組みを行うこと。

衆議院会議録第二号中訂正
二四ページ一段五行「三井辨雄君外三名」を「三井辨雄君外四名」に訂正する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（本体） 本号一部
二一五円
一〇円